

第七十一回 参議院農林水産委員会会議録第十一号

昭和四十八年六月十四日(木曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

六月十二日

辞任

六月十四日

辞任

補欠選任
藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

亀井 善彰君

安井 謙君

小枝 一雄君

沢田 実君

佐藤 隆君

初村灌一郎君

中村 波男君

塩出 敏典君

梶木 又三君

田口長治郎君

高橋雄之助君

棚辺 四郎君

堀本 直紹君

鍋島 温水君

杉原 一雄君

辻 村田君

塚田 秀三君

大願君

○農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(当面の農林水産行政に関する件)

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林政務次官
農林省農林經濟局長
内村 鈴木
良英君
政府委員
農林政務次官
農林省農林經濟局長

ながら伺いたいと思うんです。
まあ今日多少国際分業論は影が薄くなつた感がござります。世界の食糧事情の逼迫、こういうことで国際分業論はなくなつたかのごとく見られておりますけれども、安易なコスト計算それだけを考えた国際分業論が全くなくなつたというわけではないと思います。これはやはりこうした時期にはつきり断ち切つておく必要がある。それから国民食糧の安定的確保、こういう大きな問題を解決するために、長期目標ですね、需給目標、この長期目標をやっぱり改めて早く立て直す必要がある。これが農產品自由化のある面では一つの頭ごめにもなる、こういうふうに私は考えるわけです。もう一つ国民食糧の安定確保のために地域分担、これもすいぶん前にいわれて、四十五年の十一月ですか、十二月ですか、三地域、十四ブロックに分けてのガイドポストが示され、その後の作業がどうも遅々として進んでおらない。長期目標と地域分担——需要供給の長期目標と地域分担、こうしたことを見直すと、軌道を修正することができ急務である。こういうことが公害問題等とあわせて最近の大きな政治的課題になつてゐるわけであります。農業、農村サイドから見ましても、これをあらためて見直すと、軌道を修正するこれが急務である。こういうことが公害問題等とあわせて最近の大きな政治的課題になつてゐるわけであります。農業、農村サイドから見ましても、先般の農業白書が指摘しているとおりに、農業生産の停滞やらあるいは農業所得の減少、また土地、水資源など非農業部門との競合が激しくなつておる。それから地価が高騰しておる。農業就業者は老齢化しておる。後継者問題、後継者の確保に非常に困つておる。こういういろいろな問題が出てきておるわけであります。そういう意味で、この際、農業、農村の健全な発展はもとより、食糧政策それ自体ほんとうに不安のない農政を考え直すべきときにはない。農業を健全な産業に発展させる、仕立てなければ国民生活の安定もない。國民経済の均衡発展、こういふこともあり得ないと、こう思うんです。そこで基本問題にも触れることになりますが、所感を述べながら伺いたいと思うんです。

まあ今日多少国際分業論は影が薄くなつた感がござります。世界の食糧事情の逼迫、こういうことで国際分業論はなくなつたかのごとく見られておりますけれども、安易なコスト計算それだけを考えた国際分業論が全くなくなつたというわけではないと思います。これはやはりこうした時期にはつきり断ち切つておく必要がある。それから国民食糧の安定的確保、こういう大きな問題を解決するために、長期目標ですね、需給目標、この長期目標をやっぱり改めて早く立て直す必要がある。これが農產品自由化のある面では一つの頭ごめにもなる、こういうふうに私は考えるわけです。もう一つ国民食糧の安定確保のために地域分担、これもすいぶん前にいわれて、四十五年の十一月ですか、十二月ですか、三地域、十四ブロックに分けてのガイドポストが示され、その後の作業がどうも遅々として進んでおらない。長期目標と地域分担——需要供給の長期目標と地域分担、こうしたことを見直すと、軌道を修正するこれが急務である。こういうことが公害問題等とあわせて最近の大きな政治的課題になつてゐるわけであります。農業、農村サイドから見ましても、先般の農業白書が指摘しているとおりに、農業生産の停滞やらあるいは農業所得の減少、また土地、水資源など非農業部門との競合が激しくなつておる。それから地価が高騰しておる。農業就業者は老齢化しておる。後継者問題、後継者の確保に非常に困つておる。こういういろいろな問題が出てきておるわけであります。そういう意味で、この際、農業、農村の健全な発展はもとより、食糧政策それ自体ほんとうに不安のない農政を考え直すべきときにはない。農業を健全な産業に発展させる、仕立てなければ国民生活の安定もない。國民経済の均衡発展、こういふこともあり得ないと、こう思うんです。そこで基本問題にも触れることになりますが、所感を述べながら伺いたいと思うんです。

まあ今日多少国際分業論は影が薄くなつた感がござります。世界の食糧事情の逼迫、こういうことで国際分業論はなくなつたかのごとく見られておりますけれども、安易なコスト計算それだけを考えた国際分業論が全くなくなつたというわけではないと思います。これはやはりこうした時期にはつきり断ち切つておく必要がある。それから国民食糧の安定的確保、こういう大きな問題を解決するために、長期目標ですね、需給目標、この長期目標をやっぱり改めて早く立て直す必要がある。これが農產品自由化のある面では一つの頭ごめにもなる、こういうふうに私は考えるわけです。もう一つ国民食糧の安定確保のために地域分担、これもすいぶん前にいわれて、四十五年の十一月ですか、十二月ですか、三地域、十四ブロックに分けてのガイドポストが示され、その後の作業がどうも遅々として進んでおらない。長期目標と地域分担——需要供給の長期目標と地域分担、こうしたことを見直すと、軌道を修正するこれが急務である。こういうことが公害問題等とあわせて最近の大きな政治的課題になつてゐるわけであります。農業、農村サイドから見ましても、先般の農業白書が指摘しているとおりに、農業生産の停滞やらあるいは農業所得の減少、また土地、水資源など非農業部門との競合が激しくなつておる。それから地価が高騰しておる。農業就業者は老齢化しておる。後継者問題、後継者の確保に非常に困つておる。こういういろいろな問題が出てきておるわけであります。そういう意味で、この際、農業、農村の健全な発展はもとより、食糧政策それ自体ほんとうに不安のない農政を考え直すべきときにはない。農業を健全な産業に発展させる、仕立てなければ国民生活の安定もない。國民経済の均衡発展、こういふこともあり得ないと、こう思うんです。そこで基本問題にも触れることになりますが、所感を述べながら伺いたいと思うんです。

いかなければならぬと思うんです。そしてその裏打ちは財政と金融がこれを裏打ちしていく。特に農業金融の議論もいま申し上げたような政策の推進、方向つけと相まって議論するのでなければ、農業金融を議論したて始まらぬと思うんです。そういう意味で、金融四法とはちょっとかけ離れた面もありますが、基本的な問題、これを最初にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(鈴木省吾君) ただいま佐藤委員から御指摘がありましたように、今日の日本の農業事情あるいは農村の事情は御承知のように、急速に変貌を遂げてまいっております。さようなことでございまでの、新しい觀点から、そういう情勢に対応した農政が必要であることを私どもも痛感をいたしております。その一つとしてあげられました国際分業論をどう考えるかというような御指摘が一つございましたけれども、これは先般農林省といたしまして「農産物需給の展望と生産目標の試案」というものを学識経験者等にも御参加いただきまして、五十七年度を目標に国内の需給の試案をつくるわけでございました。すでに佐藤さん御承知だと思ひますから、内容等は申し上げませんけれども、そういう觀点に立ちまして、いたずらに国際分業というような観点でなくして、國內で安定的に食糧を自給していくことが考えられますやつてまいりたいと、かよう考へております。

さらに、その展望に立って国内でどうするかと

いうことでございますが、これも御指摘のようには、地域分担、地域指標というものを一昨年ですかつくりまして、これは全国十幾つかのブロックに分けて、まず目標をつくったわけでございますけれども、これをさらに県段階、あるいは将来は町村までいくかどうか、そこまでいけばけつこうだと思いますけれども、あるいは県の各ブロック等の段階まで早急におろしまして、適地、適作と申しますか、そういう考え方でいまの長期展望、あるいは農産物の需給の内容を充実してまいりたいと、かよう考へておるわけでござります。

さらにもう一つ、優良農地の点がございましたが、今日御承知のように、たいへん土地の売買、特に農業者以外からのそういう面が非常に多いわけでございまして、農林省としても非常に苦慮をいたしておりますところでございますが、そういう事態に御対応して、いかにして規模拡大なり、あるいは専業農家・自立農家というものを育成するかという事を実は苦慮をいたしておるわけでございまして、農地面で非常に今日困難な事態に立っておりますけれども、団地當農等を通じまして新しい事態に対処していきたい。それには農地法というのも、いままでのよくな考へでなくて、ある程度やはり検討しなきやならないではないかというようなお説のあることでも、十分私ども承知をいたしておるわけでござります。団地當農等を進めてまいる場合に利用権、あるいは単なる所有権でなくして、その利用をどうして進めていくかということになると、当然農地法等の再検討も迫られてくるのではないかと、かよう考へておりますので、今後十分皆さんの御意見等をお聞きしまして、検討してまいりの時期があるかと思う次第でございます。

さらにまた、農村が今日依然としてやはり国民の大部分の生活の基盤でござります。さような基盤をいまのようない状態にまわつておいていいかということになりますと、さようにまいりませんので、実は農林省として、御承知のように、今年から、生活環境の整備の予算を皆さん方の御努力によつてとつていただきまして、本年からスタートするわけでござりますけれども、そういう事業を通じて、生活基盤そのものも、農村と都市と格差のないよう、そういう基盤を今後つくつてまいりたいと、かよう考へておりますが、そういう連の考え方をもらまして、これからはほんとうだと思いますけれども、あるいは県の各ブロックもに農業者がまた経済的にも安定するような状況をつくつてしまい、さらにはまた、農村生活そのものが農村の生活者の住みよい場所であると同時に、国全体の縁なり、あるいはきれいな空気な

り、あるいはきれいな水なり、国土全体の保全の仕事も果たしてまいりたい、かよう考へておるわけでございます。そういう觀点から今後農政をやってまいなければなるまいと、かよう考へておる次第でございます。

○佐藤隆君 いま、考へ方についてお答えございましたからこれ以上触れませんが、事務当局で進められる問題がたくさんあるんで、農地制度研究会、これもいろんな層の人を集めて研究を進めているのです。その結論を急ぎなさいと、こういう意味なんです、私の聞いているのは。

それから地域分担、これも各県につくらして、上からかぶせた網と、下から積み上げたものと重ねてみて、どうなるかということについて進めないと。これは官房長の所管であります。官房長はきょうは来ておりませんから、また時間もありませんから、ここでは申し上げませんが、事務的に進められることは進めなさいという意味であります。

それから食糧の需給関係についても、最近のFAOの警告、世界的な異常な気象条件、こういうことについての農産品の問題、もう北半球は冷めたくなっている。アイスランドでは二、三年前から農業をやめてしまっている。こういう一連の気象条件等も加味した、そういう動き等も加味しながら、需給というものを長期的にどう立てていったらいいのだろうか。七、八年周期説をどう加味していったらいいのだろうか。そういうことをもっと詰めたものを、やはり事務的にこれはできることですから、国民の前に明らかにすべきであると思うわけであります。これは御注文だけ申し上げておきます。

金融四法について総括的にちょっとお尋ねをいたしたいと思いますが、最初に系統金融と制度金融の分野調整の問題、このことについて農林省としての考え方というか、指導方針というか、そういうものをひとつお尋ねをいたしたいわけであります。

系统的資金力が充実してきた現在、利子補給や

信用補完制度の拡充整備が必要である。具体的には系統のベースに乗せ得るものは、積極的に系統の専管分野にある程度のめりはりをつけていくべきではないか。そうして公庫等の政府資金、いわゆる制度資金は、民間金融の手の届かない部分に集中させる。私は、やはり農林金融の主軸というものは系統金融である、そして制度金融はこの系統金融の足らざるところを補完する立場にある。こういうふうに私は考へるわけであります。内村局長いかがですか、簡単に答えてください。

○政府委員(内村良英君) 系統金融と制度金融の専門調整の問題につきましては、ただいま先生から御指摘がございましたように、農業金融の基本は系統金融であり、その系統金融が融資ができるよう分野について制度金融がこれを補完していくことについては、先生の御指摘のとおりでございまして、農林省もいたしましても、そのような内村局長いかがですか、簡単に答えてください。

○政府委員(内村良英君) 系統金融と制度金融の専門調整の問題につきましては、ただいま先生から御指摘がございましたように、農業金融の基本は系統金融であり、その系統金融が融資ができるよう分野について制度金融がこれを補完していくことは、先生の御指摘のとおりでございませんから、ここでは申し上げませんが、事務的に進められることは進めなさいという意味であります。

それから農業經營に對処しているところでござります。

○佐藤隆君 最近よくいわれていることでありますけれども、農民、農村、農業の資金を、農村、農民、農業にやはり還元すべきである、こういう議論がいろいろあるわけであります。そういう意味から、今度農業近代化資金制度あるいは農業信用保証保険制度の拡充改善が行なわれる。また、農林中金が農林漁業者に対して直接貸し付けの道を開く。あるいはまた、農協と農林中金に農村地域整備

〔委員長退席、理事初村瀧一郎君着席〕

のための金融機能が新しく与えられることがあります。これは私は非常に評価をします。けつこうしたことだと私は思います。将来の問題として、もう一步踏み込んだ形で意見をちょっと申し上げておきたいと思うわけです。

いまのままでいいとは——まあ今日現在では、これで一步前進でありますが、将来の問題として、たとえば農業近代化資金のうち、政策的な支援を要するそういう特定用途の貸し出しほですね、たとえば畜産振興資金だと、いろいろそういう特殊

な政策目的のものが出てくると思います。これからもまた出てくると思います。そういうものに対する利子補給、これはやっぱりもう少し厚くしたらどうとか、そういう利子負担軽減の問題、そんなこともやっぱり将来の問題として引き続きひとつ、ここで一区切りはしますが、引き続きひとつ考えていただきたい、こう思うのです。あるいはまた、別にここで郵貯との議論をしようと思いませんけれども、農協が庶民金融の使命も果たしていく、そういう考え方からして、日常の組合員の生計資金あるいは子弟教育のための資金、そういうものも保証保険の対象とするとか、これも将来的の問題として考えなければならないのではないか。そこにはいろいろあると思うのですが、そんなことを私は考えるわけですが、いかがですか。

○政府委員(内村良英君) 今後の農業金融の展開につきましていろいろ先生から問題点の御指摘があつたわけでござりますが、私どもいたしましても、今般の改正によって一步前進、その後の農業金融をどう展開していくかということは、やはり農村なり農業の情勢の変化というものに対応しながら、金融というものが十分それに対応するよくな形でついていかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

具体的に御指摘のございました近代化資金について、政策的目的と申しますか、資金項目によつて金利を多少違えるというような、政策的な色彩やはり農業金融の基本は系統金融であり、その足らざるところを制度金融で補つていくといふふうに考えました場合に、やはり近代化資金といふのは系統金融の融資を円滑にするための一つの制度であるということの立場で考えますと、現在のところでは、資金項目と申しますか、政策的なねらいによって金利を変えていくというところまで踏み込まないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤隆君 まあ前半は答えていただいて、後半は答えていたなかつたようありますけれども、保証保険の問題あるいは庶民金融という、農山漁村における庶民金融の徹底方といふことについて簡単に、私も、ことばは足りなかつたかも知れませんですけれども、私の提言としてひとつ聞いておいていただく、それとどめておきます。

次にお聞きしたいのは、系統三段制の問題についてちょっと触れておかなければならぬと思うんです。これはこの間も参考人をお呼びいたしましたが、農林省のことについての指導方針、これをひとつ承つておきたいと思うんでありますので、この間も参考人にはちょっとお聞きいたしましたが、農林省のことについての指導方針、これをひとつの方針、そういうものを聞いておきたいと思うんです。

○政府委員(内村良英君) 系統金融のコストの問題、あるいは現在単協、経済連、全農が直面している全国団体の、農業の全体が直面している問題等につきましては、ただいま先生の御指摘のありましたとおりだと思います。たとえば具体的に申しますと、資金コストにつきましては、単協の資金コストは、相互銀行あるいは信用金庫よりも若干低いといふところでございますが、信連、中金になりますと、必ずしもコストが三段階制の結果、安いといふことになつておるわけであります。こういった現在の農業協同組合が直面している、あるいはそれに關する農業金融、系統金融が直面している問題につきまして、三段階制の問題は、先生御指摘のように、いろいろ検討しなければならない多くの問題を含んでいることは、そのとおりだと思います。ただ、この問題につきましては、御承認のとおり、系統の仕事といふものは、農基法ができまして以来、ずっと三段階制で運用されておりますし、それによって、一つのまた存在意義を持つて今日に至つておるわけでございます。したがいまして、非常に重大な問題でございますから、この際これをどうするかということにつきましては、慎重に検討を要する点でございます。そこで農林省といたしましては、四十八年度予算を組みまして、農協のいろいろな制度的な問題、その他についての検討会を開きたいと思っております。そこで、その検討会で、学識経験者あるいは実際に業務を担当しておられます農協の関係の方々の意見も十分に伺いまして、この問題に真剣に取り組んでみたいというふうに考えておると思います。したがいまして、この段階

かなければいかぬのじやないか、こう思ふんであります。この議論はもう從来からいろいろなされてきました。議論されましたが、やはりこういうふうなところまで申し上げるだけの段階に達しておりません。

○佐藤隆君 わっしゃるよう、これはやはり慎重に——避けては通られないんだと私は指摘しましたが、慎重にやつぱりやらなければいかぬと思います。この間も参考人にも申し上げたけれども、性急にこの段階制の問題を、結論を急ぎますと、急ぐということは私はむしろ系統のために危険がある。こういうふうにも考えておりますのも、性急で何でもかんでも結論出せという意味じゃ毛頭ございませんから、誤解のないようにしておきたいと思いますが、いずれにしても、そういう検討会ができるのはけつこうです。

○政府委員(内村良英君) 検討会というのはいつからやるのですか。

○佐藤隆君 八月か九月ごろから始めたと。そこで、私どもの計画では、これ非常に重大な問題でございます。単に三段階制の問題だけではないに、たとえば、都市農協の問題、その他農業指導の問題等いろんな問題がございます。

○佐藤隆君 構成メンバーは、当然学識経験者とかそういうものが中心で、公平な議論ができる場をつくるうとということだらうと思いますが、ひとつ二年なら二年というめどで、十分慎重にひとつりっぱな結論を出していただきたい。お願いをいたしております。

系統あるいは農協の問題をちょっと触れましたので、総括的な問題としてもう一つだけ。これはあまり答弁は期待しないで、私の提言という形で申し上げておきたいと思いますが、いまの農協は、多面的、多角的に、いろんな仕事をかかえて、農協本来の事務というものが、おろそかになつてゐるのではないか、こういうことが言わわれているのです。これも検討会の中にも当然出でてくる問題だと思います。何か最近の農協というの

經營主義に片寄っている、こういったことも言われています。そうして、原点に帰るべきではないかと。これも参考人に先般お聞きした点でもあります、やっぱりこれから食糧政策の中で、農協が果たしていく役割りといふものの、新たな使命というものがあるのじゃないか。それはやっぱり食糧の安定的供給、いいものを安く、品質の規格が統一されたものを適切に——もう複雑な市場メカニズムの中に荷受け機関に出荷する、生産をして出荷をする。まあこうしたことについて、私は、ならないでいま弱っているのですけれども、契約栽培的な方向でこれから生産体制というものを農協自身が新たに考え直していくなければならないかねじやないかと私は思つておるのは、そしてなるべくむだのないようにする。豊作貧乏なんて言つてるのは、やっぱり日本だけじゃないかなといふ気もするのですよ。ことしキャベツがよければ、タマネギがよければ来年はだめになる。再来年は、去年だめだったからやめたということでやめていると、一部の人がつくつて、その人がまたもうけたと、こういう悪循環ですね。これはかつて豚でも——養豚の場合もそういう経験がある。いろんなことでそういう経験を経てきておりますから、もう少しむだのない——それには相当農協自体が、生産組合としての本来の機能というものを持たなきゃならぬ。この間も、系統機関の方からちよっとお話を聞きましたけれども、あまりはかばかしくはありません、はつきり言つて。この点については、農林省が相当積極的に、まあ契約栽培的という名前が、いい悪いは別として、そいう方向で、農協かくあるべきという指導方針を、やっぱりぴしゃりと立てなきゃいかぬじゃないですかね。まあ下から盛り上がりてくるのを待つのもいいですけれども。かつて、タマネギやバレイショのために、ストックポイントをつくろうと思つても、経済連で引き受け手がなかなか見つ

いるときには経験していることです。だから、そういう意味でもっと積極的な指導を、こうした面についての農協本来の、生産体制についての新しい取り組み、使命、こういうことについて積極的に指導する必要があると思うのですよ。もしお答えいただけるならば……。

○政府委員(内村良英君) 農産物の流通面におきまして農協の果たすべき役割は非常に大きいわけでございます。特に流通の合理化ということなどを考えました場合に、系統組織というものの果たす役割は大きいわけでございまして、系統組織におきましても、最近におきましては、特に営農団地の育成等を通じまして農業生産の組織化に取り組んでいるわけでございます。そこで、そういった営農団地をつくり、さらにそれに関連して共同利用施設をつくる、それを通じて市場に出荷していくというような、かなり積極的な取り組みを見せておりますし、同時に、そういったことをやっていきます場合には、やはり営農指導——まあ契約栽培までけるかどうかという点につきましては、いろいろ検討すべき問題もあるのではないかと思いますが、営農指導といふことはどうしてもやらざるを得ないということで、営農指導員の増員もはかられております。さらに農林省といたしましては、こういった営農指導員の再訓練と申しますか、そのトレーニングというようなことにつままして補助金を出してそれに援助するというようなことで、私どももいたしましても、こういった農協の動きといふものはこれは助長するような指導をしなきゃならぬということで、現在そういう点の強化といふものには十分力ををかけたいというふうに考えておるところでござります。

○佐藤隆君 それでは具体的に農林中金法についてお伺いをいたしておきたいと思います。

まず最初に、農林中央金庫法が五十年経過したことの期に行なう議論でありますから、目的、性格、そういうものをひとつはつきりさせておくべ

きだと思ふのです。そういう意味でお尋ねしておきますが、かつて新聞報道でもちよと出たかと思ひますが、財界の一部の調査機関で意見が出たこともあつたように記憶しておりますが、農業関連産業とか、そういうアグリビジネス、そういうものを中心対象とした長期信用銀行、これにかわりしていくべきではないかと、こういう提言があつたことも記憶しているわけです。また一面、系統団体、まあ農林中金の構成団体の一部である信用農協連、あるいは単協、そういう系統の部内で信用農協連の全国連合会、そういうことでどうなんだろうかというような意見が出たことも聞いておりますし、どういう経過で、特殊法人として存続の結論に達したのか。これは具体的にいえば、政府という、出資資格者の中に政府を残した、それはどういう理由で残したかという議論になるわけになりますが、少なくとも農林中金が、民間金融機関として自己責任に徹した運営を行なうためには、業務範囲といつもの相当拡大していくべきやならない。そういう農林中央金庫の自主性の保証といつものが必要になつてくると思うし、逆に相当の規制を受けつつ、特定の政策に沿つた金融を中心とした運営を行なうのであれば、政府出資をはじめ、相応の助成援助措置が必要になると思うし、この辺のかね合いをどのように整理され、そして出資資格団体の中に政府を残されたのか、伺つておきたいと思います。

いわゆる信用協同組合の、農園の信用事業の中
団体とするという考え方、それとあわせましてい
わゆるアグリビジネスと申しますか、関連産業融
資を担当するような、普通銀行に近いような金融
機関をつくるというような考え方等も出たわけで
ございます。しかしながら、現在の農協組織と申
しますが、系統金融のあり方から申しまして、そ
こまでいくのはやはり時期尚早と申しますが、非
常な組織全体の改正になりますので、とてもそこ
まではいくべきではないということと、從来どお
り農業協同組合及びその他の協同組合の中央の金
融機関としての特殊法人の性格といふものには、
大きな変革は加えなかつたわけでございます。そ
の場合に御承知のとおり、産業組合中央金庫がで
きましたときには、政府が非常に大きな出資者で
あつて、政府が直接的に参加して農林金融あるいは
その他の協同組合の金融というものを担当して
まいつたわけでございますが、現在のところ、御
承知のとおり政府の出資はございません。そこで
政府をなぜ残すかという点でございますが、やは
り農林中金というものは、協同組合の中核の金融
機関である以上、これを特殊法人として残してい
く。さらに状況によっては政策的な必要に応じて
金融的な協力をするというような場合も起り得
るのではないかというようなことも考えまして、
そういった特殊法人としての中金の存在を担保す
る意味で、政府というものを出資者の中に残した
ということです。

を加えるということは、まだ現在の系統金融のあ

○佐藤隆君 わかりました。
　　り方から見て時期尚早ということです。しかし、そういう意味から時期尚早という意味ではございません。

次に、農林漁業者に、今度、直貸の道を開くわけですが、このことについて、構成団体の中に、ある程度の批判的な意見が今日までの間にあったということも、私、実は承知しております。まあ新しい農業に対応するための万全の措置、そういうことを考えると、系統組織としても、この際農林中央金庫の農林漁業者に対する直接貸し付けというものの踏み切るべきだという結論に達したんだというふうにもまた聞いておるんですが、まあ非常にけっこうなことだと私は思うのです。同時に、それだけにこれはもう一つの目玉でもありますから、今度の改正の、その成果に私は期待をいたしたいんですが、系統金融の第一線というのは、やっぱりあくまで単協、信連だと思います。中金ではなくて、第一線ということになると単協、信連だと思います。そういう意味で系統内の機能の重複とか、まあ無用の混乱を避けて十分な連携を保持していく、そして可能な限り単協を窓口として、審査、管理をする。まあこういうことが必要だらうと思うのです。そういう意味で、衆議院の段階でも議論が出ておったようでありますが、融資協議会のようなものを設置するとか、そういう議論も過去に、先般采行なられておることも承知しておりますが、系統内の自主的な協議機関というか、そういう性格づけは当然だれうし、こうした機関に対する指導というのは、行政的な指導というものは相当くふうをこらさなきやいかなじやないかと、口で言うことは簡単だけれども、実際やってみるとなかなかいろいろなことが出てくるんじやないかなという私は心配をするわけですが、そのことについて、この直接貸し付けの新しい制度、これをどう運用させていくのか、その指導方針について承っておきたいと思いま

○政府委員(内村良英君) 今回の法改正によります直貸制度の創設は、申し上げるまでもなく、大規模經營の育成等農業の近代化をはかるための資金需要に対しまして、非常に資金需要が大型化してきている。その結果単協、信連段階では資金量、危険負担等の点から十分に対応できないというケースもございますので、農林中央金庫が直接貸しをする道を開いたわけでございます。しかしながら、農業金融というものは系統の三段階制を通じて担当しておるわけでございますから、直貸をする場合にも、これはいろいろくふうしてやらぬと系統金融をかき乱すということになつてはいけないと思うわけでございます。そこで、新たに単協に業務代理の道を開きますと同時に、当該の単協、信連と直貸を取り扱うことの適否につきまして、融資条件あるいは単協の業務代理の範囲等を十分事前に協議する必要があると思います。さらにはまた必要に応じましては、先ほど先生からも御指摘がございましたけれども、関係者が集まつた融資協議会を設けるというようなことで、かなり手の込んだこまかい指導をしていかないと、確かに直貸制度を設けた結果、系統金融を乱したということになつてはいかんと、しかし一方農家側からは、そういう大型の資金需要が出ておるわけでございますから、そういう大型の資金の需要の要請と、系統金融のあり方というものを十分考えながら、慎重にこれは指導していかなければならぬというふうに考えております。

す。これも農林省が直接介入したらちょっとおかしいので、系統 자체が、これからどれだけ努力するか、単協、信連、中金、系統機関がどれだけこれらから努力するか、成否はそれにかかると思います。ですから、しかしまあ将来の問題としてやつぱりこの辺も考えておくべきではないか。さつきの分野調整の問題とちょっととダブりますけれども、簡単にいですから意見を聞いておきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 中金の直貸の場合も、これは系統資金を利用するわけでござりますから、当然その資金が、近代化資金の対象になるものであれば、近代化資金の対象になるわけです。それからいわゆる現在公庫資金がやっております総合資金でございますが、これは農家の現実の資金需要に非常に対応しやすいということで、総合資金制度というものは非常に歓迎されております。これのそういうた総合資金的なものを系統金融機関が将来は中心となつて担当していくべきではないかという御質問ではないかと思いますが、この問題につきましては、なお検討を要すべきいろいろな問題がございます。そこでわれわれいたしましては、将来の農業金融を考えます場合に、この問題は大きな一つの検討課題とは思っておりますけれども、現在のところ、総合資金制度を近代化資金のほうへ移すということにつきましては、なお検討すべき問題がたくさんあるのではないかというふうに考えております。

○佐藤隆君 私もさつき申し上げたように、農林漁業者への直貸問題に関連して、将来の問題としてということでいまお尋ねをいたしたわけあります、これはやはりさつき私が申し上げるよう、系統自体の相当な努力、その成果を見ながら、なおかつまた、いまある総合資金それ自体がある程度は定着してきた、こういう段階ですから、そういう意味で私は将来の問題としてと、こう申し上げたわけです。

次に、農山漁村整備資金についてちょっととお尋ねをいたしておきたい。冒頭申し上げたように、ある程度は定着してきた、こういう段階ですから、そういう意味で私は将来の問題としてと、こう申し上げたわけです。

農山漁村における産業基盤を整備する、あるいは生活環境を整備する、これはまあ急務であると言ふ頭にも申し上げたわけありますが、民間企業が進めてきた地域開発、これは必ずしも農民、農業者あるいは農業の立場からの、そうした立場からの地域住民としての意向が反映されてきたかどうか、尊重されてきたかどうかというと、いろいろな場所がありますけれども、はなはだ疑問である、こう思うのです。そういう意味で、さつきもちょっとと触れましたように、優良農地の確保の問題もありますが、これも無計画に――場所によつていろいろあると思いますが、無計画に優良農地というものが壊滅しつつある。そういう場所もあるであります、こういう傾向を非常に私は残念に思つてゐます。そういう意味で、農林中金が、農業、農村、農民の立場に立つて、系統金融らしい地域整備のためにひとつ努力をしようという新しい制度でありますから、けつこうであります。そのためには、政府、地方公共団体が、農林漁業協同組合が行なう自主的な農村整備、これが、これからも出てくるわけでありますから、そういうものについて相当積極的、協力的な取り組みをしてもらわぬといけないのではないか、こう思うのです。その点についてどう思つておられるか、御意見を伺つておきたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 農山漁村の環境整備その他につきまして、農林省といいたしましても、農業生産基盤の整備等、生活環境の整備を一体的に行なうことにつきましては、四十八年度から実行いたします農村総合整備モデル事業においてこれを遂行していくことなどを考へておるわけですがござりますが、この場合、事業主体の一つとして、農業協同組合も予定されているわけでござります。したがいまして、こういった農村地域における開発におきまして、農業協同組合が果たす地域団体としての役割りにはかなり期待されるところが大きいわけでございます。

そこで、この事業は国の財政負担が相当大きくな

が、こうした農村総合整備計画につきましては、やはり地域住民、農民の生活その他に非常に重要な関係がございますので、私どもいたしましては、農協がこれに積極的に参加し、さらにそうちつた面に資金を大いに融通していくという点からも、中金がこういった面に出ていくということは必要ではないかということで改正をしたわけでござります。

○佐藤隆君 ワンセント十七億円という膨大な資金を想定したそういう整備事業、モデル事業との

関連でも非常に重要な役割りを果たしていくんだ
ううと思いますので、ひとつよろしくお願ひをい
たしたいと思います。
それから特別貸し付けについて申し上げておめ

ね。それだけに慎重を期しているわけです。しかし、具体的にどのように運用していくんだろうか。また、監督を厳格にすることは私も必要だと思うんですよ。そうすべきだと思ふんです。しかし、認可手続だとか何だとか、まあそういうことでいたずらに時間を要して、金融取引には——これは私が言うまでもございませんけれども、金融取引というのは、タイミングがあると思います。そういう必要なタイミングを失ったんでは、系統の全国機関としての農林中金の責任がはたして果たせるんだろうかどうだろうか。この運用なかなか容易でないなというふうに、私、心配するわけです。その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

答弁で申しわけないわけでございますが、考え方から、ただいま申し上げましたような点について、一件一件審査をして認可をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤隆君 そういう慎重な態度も必要でありますが、さつき申し上げるように、タイミングを生むとすると——一件審査でおやりになるようないままで御答弁であります。タイミングはひとつ失わないように、失しないように。そうでないと意味がないと思うんです。緊急避難的な場合は、日銀オペ等も従来とも経験のあることですから、そういう点はそういう点でいいと思いますが、慎重迅速にひとつやっていただきたいと思います。

もう一つ、農林債券についてお尋ねしておきますが、この農林債券は、政府資金導入のパイプ

いいです、時間がないから。
○政府委員(内村良基君)　先生御指摘のとおりでござります。現在わが国の農林水産業は大きな運動期にございまして、ここで今後の資金需要といふものを想定することはなかなかむずかしい段階ではございますが、私どもいたしましては、やはり今後近代的な農業、水産業の育成ということのために、相当な資金が必要になってくる。そういう意味からも、この農林債券の発行機能といふものは残しておかなければならぬということでお残したわけでござります。

○佐藤隆君　もう一つ農林中金法の改正でちょっと最後に触れておきたいのは、やっぱり役員選任の制度の問題であります。これはいろいろ意見があつたということを私も聞いております。聞いて

の運用の問題につきましては、たたいま先生から御指摘がございましたように、非常にむずかしいいろんな面があるわけでございます。確かに系統段階の期待から見ればなるべく効率運用をしてほしい。一方、農林中央金庫というものは協同組合の中核の金融機関である。したがつて、それが一般の商業銀行と同じような態度で資金を運用していくかどうかというような問題がございます。そういうふた非常にむずかしい問題を考えながら、今般、経済社会の発展をはかる見地から認める特別貸し付けの制度というものを設けたわけござりますが、これの運用につきましては、具体的な貸し付けについては所属団体との関係、農林中金の資金事情等をそのつど考慮しながら、貸し付けの案件ごとの貸し付け対象、貸し出し額、貸し付け条件について、一件ごとに認可する方針でやりたい。

そこで、私どもいたしましては、これは一種の中金の余裕金が非常に余ってまいりました場合に、緊急避難的な面もございます。と同時に、一方公共的な面からの資金需要が非常にあるということもございますので、そういうつた系統の中金の資金事情と、それから外部の国民経済的な要請というものを十分考え方ながら——非常に抽象的な御

しての役割りを果たしてきたわけですね。しかも戦後は市中で消化するようになつたわけですね。農林水産業の戦後の復興には相当重要な役割りを果たしてきたと思うのです。ただ、いま農協時時十兆円といわれているんですね。それでその運営にも苦慮をしておる。そういうときに、農林省の制度も不要ではないか、要らないのではないか、こういう一部の意見も確かにあるんですね。けれども、いまの資金需給構造というものが中身が一体どういうことになつて居るんだろうかということを考えますと、いまの資金需給構造がこれまで永続するということは私は考えられないと思うんです。そういう意味で、農林省はこの系統を融資の資金動向というものを長期的にやはり見通しを定めておいて、そしてやや長い目で見た指導というものをやっていかなければいかぬのではないか。特に、いま土地売却代金なんかが一時的に流れ入しております、それで農協貯金もふくらんでおるということも一つの十兆円の特徴的な中身であると思います。こういうことは長く続くはずはありませんね。ですから、そういう意味では、系統金儲ですが、それによろしくどうぞ。

おられますか、資本金も調達資金も政府依存度といふ形からもう脱却いたしまして、その管理運営は可能な限り協同組合の原則でやっていく、これはもう当然だと思うんです。そういう観点から、三十六年に法改正で執行機関、代表機関たる理事長、監査機関たる監事、これは政府の任命から出資者総会の選任になつたわけですね。しかしすべての役員を公選制にして、ということで、はたしてどうなのか。構成団体の意見もわからぬではないのです。よくわかるのですが、やっぱり農林中央金庫というのは単一の種類の協同組合の全国的連合体ではなくて、幾つかのそうしたものの連合体なんですね。だから、そういう意味からしてもまああこのたびの改正が適当だったのだなどいふふうに私は理解するわけですが、ただ私心配なのは、農林省におかれでやっぱりこうしたこと、人事の問題というのは、いろいろわだかまりが残りやすいものですから、しこりを残さない形になつているかどうか、その点だけを念を押しておきたいのです。

事長の補佐機関であるという性格を維持しながらも、な人を理事長が任命していただくように、総会の同意を得るということでしたわけでございます。これにつしましては、いろいろ関係の方々とはお話しいたしましたけれども、大体まあいまの段階ではその程度のところでいいんじゃないかなというふうに信じております。

○佐藤座君 時間がございませんからもうこれで終わりますが、今度のレンタル制度ですね、宅地等の供給事業が今度設けられることになつたわけでありますが、これは農協本来の仕事ではないんじゃないかなというような、批判というか意見もあるわけですね。そのことについて農省の見解をこの際胆ならかにしておいていただくと同時に、この事業を円滑適正に取り運ぶにはどう考えているのか、それをひとつ簡単に説明をしてください。

○政府委員(内村良英君) 宅地等の供給事業を農協がやることについて、それは農協の仕事を逸脱しているのではないかというような御意見があることは、私ども十分承知しております。しかしながら、御承知のとおり、農協は農業生産力の増強と組合員の生活その他経済及び福祉の向上に資するということが、農協法の目的でありますから、現在のように、いろいろ組合員の需要が多面的に変わってきてる。そこで最近のような経済情勢の中で、やはり組合員が最も有利なように、いろいろな農地等の転用等の処分をしたいということに農協が力を貸すということは、農協の職務範囲を逸脱したものではないというふうに、私どもは考えているわけでございます。しかもすでに農地等処分事業というものは、昭和四十六年から始まつておりまして、今度レンタル方式を入れましたのは、そういう農地等処分事業が、從来は、委託を受けて売買ということを中心にしていましたがございますが、組合員のほうから、やはり貸し付けでやりたい、貸したいという要望もあつた

いぶんござりますので、そういうふうな意向を受けての改正でございます。したがいまして、私どもは農地法の範囲を出るものでないというふうに考えております。しかしながら、これはどういうふうに持っていくか、土地の問題なかなかむずかしい問題でござります。

そこでこの宅地等供給事業を行ないます農協にはつきましては、実施規程をつくりまして、行政庁の承認を受けなければならぬということになつております。その実施規程の作成過程につきましては、十分な指導監督を加えまして、この事業の遂行に遺憾なきを期したいというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤隆君 以上、金融四法に触れて質問をいたしましたが、貯金、保険については、別に触れませんでした。これは言わばもがなのことでありますから、むしろおさきに失した、ようやく一人前との金融機関並みになつたということですから、ここで議論するほどのことはございません。

いろいろ短時間の間にお尋ねをいたしましたけ

れども 要は、私は、金融四法、これは一步なり二歩なり前進だと思います。思いますが、冒頭申し上げますように、基本的な農政の展開がなければ、その方向づけがなければ何ば議論しても、これだけが前進しても意味をなさぬのだ。要は、国民大衆に、あるいは農民にわかるような食糧政策の解説、国民に食糧を安定的に供給をする。あるいはまだ地域分担をそのためには明示していく、長期見通しも、気象条件等も加味しながらはつきりさせていく、そのつど的確に国民に知らしめていく、あるいは農地制度の研究の成果も早急に出していく、そういうもらもの問題を早く結論つけていかなければ、この金融四法の改正の意味をなきぬというふうに私は考えておりますので、金融四法それ自体については非常に農林省も苦勞されたでしよう、系統団体も非常な苦心されたと思います、そうして意見の一致を得られたと思ひます。そのことに敬意を表しますが、どうかひとつ農政の方向づけ、このことについては、きょう

は大臣お見えでございませんが、政務次官おられますから、ひとつ十分お伝えおきいただきたい。いずれまた米価等の問題で議論をする時期もございましょうし、その機会に、こうした問題をあらためて詰めることがでなければと考えております。

れぞ都合のいいように法律を改正してまいりまして、國の農政に非常に利用されてきたわけでござりますけれども、いわゆる自主的な組織であり、農協は農民がただ一つの經濟團體として、その目的にありますように、社会的、經濟的に向上

○棚辺四郎君 きょうは大臣に質問したいと思つておったわけでござりますけれども、御都合で見えになりませんので……。政務次官おいでになつておりますが、政務次官とはわれわれ長い間同志でございまして、業界の中において、また農協運動の中で一緒にやつてまいりましたので、非常に闘志もわかないわけでござりますけれども、きょうはひとつ大臣になつたつもりで、責任ある明解なる答弁を期待したいと思います。

まず農協法の一部改正でござりますけれども、農協法は御承知のように、昭和二十一年に、加入脱退の自由を原則として、十五人以上集まればできるというようなことで設立されたわけでございますけれども、これは私から申し上げるまでもなく、数十年の歴史を持つ産業組合の流れをくんでおるわけでございます。産業組合は、かつてわれわれの先輩が、農村からいわゆる三つの搾取機関を排除しよう、米屋と壇屋と金貸しを排除しようといふことで、零細な資本を集めて団結しまして、そうして「万人は一人のために、一人は万人のために」というスローガンのもとに、戦争まで続いてきたわけでございます。これは、昭和十九年戦争の中において、いわゆる農業会として、全面的な戦争遂行に協力をされたわけでございまして、そのために戦後、占領軍のほうから、いわゆる戦犯団体として解散を命ぜられまして、戦後昭和二十二年にようやく民主的な自主的な団体として農協法が制定され、全国に雨後のタケノコのごとく農協ができるわけでございますけれども、そうして経済の激動する中で、二十年以上、非常に苦難の道を歩んできたわけでございます。この農協に対しても、いわゆる政府の見解が、ただ御都合主義に行政の補完的機能を果たさせる団体ということで、そ

かせるということできておりますので、やはりこの農協が十全の働きができるように、それぞれ確な一つの法律の改正、もしくは指導体制を確立すべきではなかつたろうかと思つわけでございまして、業界の中において、また農協運動の中で一緒にやつてまいりましたので、非常に闘志もわかないわけでござりますけれども、きょうはひとつ大臣になつたつもりで、責任ある明解なる答弁を期待したいと思います。

○政府委員 鈴木省吾君 農協運動において多年確立する際に農協が果たすべき役割り、これをどういうふうにお考えになつておるか、まず鈴木政務次官からお答え願いたいと思います。

農政の時代に対処しまして、わが国が基本農政を確立する際に農協が果たすべき役割り、これをどういうふうにお考えになつておるか、まず鈴木政務次官からお答え願いたいと思います。

○政府委員 鈴木省吾君 農協運動において多年の経験をお持ちになり、豊富な御意見をお持ちになつておる棚辺委員の御質問でござりますから、十分りつぱな御意見お持ちであると考えております。御承知のように、ただいまお話をのように、農協は農民の社会的、経済的地位の向上を目的としますと同時に、一面また自主的な団体でござります。したがいまして、農林省としてあんまり昔の農業会のような、そういう統制をしたりなんかするような団体ではなくて、農民自身が団結されまして、そして自主的に運営し、そして、先ほどのような目標を達成していくだけ団体でございますから、あまり干渉がましい、あるいはかたいワクをはめるというようなことは考えておりませんので、ただ、時代に応じまして農協の活動分野も変わり、いろいろ環境等も変わってまいりましたので、実は先ほど局長から佐藤委員に対する御答弁の中にもございましたけれども、いろいろそういう問題は、今後検討会を設けまして検討して、今後の農協のあり方についてひとつ結論を得たい、かように考えておる次第でございます。

○堀辺四郎君 まず順序を追つて御質問をいたしたいと思います。
組織につきまして申し上げたいと存じます。先ほど申し上げましたように、農協は加入、脱退の自由を原則としておりますので、非常に強制加入といいますか、そういう強制力はないわけでございます。しかしながら、今後の農政を確立するためには、どうしてもこの農協組織というものを活用して、そうして、みずから立ち上がる力と国の指導力とが相まって基本農政の確立ができるわけでございます。けれども、そういう面で、農林省当局は非常に自主的な組織であるという、自主的な活動に期待するという、都合のいいときにはそういう表現を使いまして、そしてまた、どうしても政府の施策に協力してもらいたいときには、法律を改正して、今度は農地を買ってもよい、委託経営もしてもよい、今度は住宅を建てて、員外利用としてサラリーマンにも、どんどん住宅を建築して供給してもよいというように、どんどん都合のよいように改正していくわけでございまして、時代の流れに従つて当然そういう方向は必要ではございます。けれども、この際、農協が非常に苦難の道を歩いてきました一つの実績の中で、いわゆる専属利用契約という問題もございます。非常にいわゆる賦課金等の強制徵收権等もないままに、財源的にも困つて、非營利団体としてなるべくもうけるな、そしてサービスするんだ、そしてまた、再生産にこと欠くような零細農もまとめてめんどうを見て、再生産させていくんだと、そしてまた、赤字を出してはいかぬというようなことで、なかなかむずかしい条件の中で二十数年農協経営が続けられてまいったわけでござりますけれども、しかしながら、一方、農業災害補償法等にまして、災害があった場合には、非常な威力を発揮いたしまして、農業災害補償法は、当然必要でその他の農産物に対する作物等は強制加入となりますが、ござりますけれども、災害のない地帯における

る、平年時におきましては、無事戻し金制度等も非常にわざかでござります。何とかこれは農災法には入りたくないと言つても、強制加入になつてゐるわけでございまして、一方においては、そういう農民の自由な意志を強制しながら、一方においては、農協法の中では自由なんだから農民は必ずからの方によつて組織を強化して農政の難関を切り抜けなさいというような体制に対しましては非常に問題が多いと思うわけでございます。さらにも先ほど三段階制の問題も金融関係について御質問がございましたけれども、やはり金融ならず、全事業に対しまして、現在におきましては、全国的に大規模農協が合併によりましてでございますが、ようやく組織内におきまして、検討に検討を重ねまして、そういう大型農協の言い分も、運営の面で何とかするというようなことでございまますが、ようやく組織内におきまして、一応落ちついてはおりますけれども、非常に問題が多いわけでござります。さらに合併につきまして、大型合併 現在も一万数千戸も加入している農協もござりますし、まだ二、三百戸の小さな農協もございますが、農林省は当初、適正農協といふものは大体一千戸ぐらいじゃないかという適正規模を発表し、その後は二千戸程度いかとかと、だんだん大きくなってきたわけでございますけれども、合併を推進する段階において、これは適正規模、経営規模の組合員の戸数というものは何戸ぐらいなのか、当局のお考えがございましたらお答え願いたいと存じます。

までの系統利用率を高めることができますが、それを現在、法的な規制を加え置をとるのはどうか。やはりそれは、系統関係者及びもちろん政府としても、それを助長するような援助、指導はしなければならぬわけでございます。それとも、法制的な措置を講ずるのはどうかなという感じを私どもは持っているわけでございます。

その次に、系統三段階制の問題でございます。この問題は、産業組合以来の歴史もございます。もちろん先生には駆廻に説法みたいな話でございましたが、産業組合以来の歴史もございまして、これを今後どう持っていくかということは、今後の経済事情の変化、あるいは系統の中のいろいろな問題ということを考えながら、慎重に対処しなければならぬ問題でございます。そこで、この点につきましては、農林省をいたしましても、先ほど御答弁申し上げましたように、今年から二年計画程度でやりたいと思っておりますが、農協制度の問題の検討会といふものを持ちまして、そこで十分関係者、学識経験者等の御意見を伺いながら一つのあるべき方向を見出したいというふうに考えておるわけでございます。

それから農協合併の適正規模の問題でござります。これについて指導がくるくる変わっているんじゃないかというふうな御指摘かと思いますが、やはり通信、交通機関の発達、それから農産物の生産、流通の変化、あるいは農協といふものは市町村と非常に関係がございますから、市町村の合併等による関係から、農協の大型化がどんどん進められているわけでございます。しかしながら、それでは組合員規模が何人くらいの組合がいいのかという問題でございますが、これはやはりその地域あるいはその組合の置かれている社会的な状況によって違ってくるのではないか。あるところでは、たとえば、かんきつの販売がその地域の

主力の農産物であるというような地域、それから米の単作地帯、それから山間部というようなところ、それを事情が違いますので、そういうふた事情の違いに応じてやはり適正な規模というものはあるのではないかということでお、一がいに、たとえば組合員が二千人が適正規模であるとか、三千人が適正規模であるということはなかなか言えないのではないか。ただ、あまり大きくなりますが、組合とのつながりがどんどん希薄になっていくという問題がございます。これにつきましては、部落の組織を活用するとか、あるいは作物別の生産者組織をつくってそれを通じていろいろ指導するとか、まあかなりきめのこまかいことを考えながらやらなきゃならぬというふうに思い、そのように指導しておるわけでございますが、何人ぐらいの組合員が適正規模であるかということを、一がいに言うことは、なかなかむずかしいのではないかというふうに考えておるわけでございます。

てある面もあるわけでございますけれども、そういう面で、先ほど自主的な組織として強制加入等はさせないと、まあみずから組織として十分能力ができるようやりなさいという指導はけっこうでございますけれども、やはり中心となる農協組織によって野菜の安定等を期そうといふお考えがあるならば、やはり系統組織によって出荷されましたものに対する価格の保証、これは國が責任を負いますよと、そういうことになれば、系統の統制率が高まりまして、やはり農協といふ一つの農民の生活を支える経済団体が中核となつて基本農政を確立する道を前進することができるわけでございますけれども、そういう点に關しまして、どういうお考えを持っていますか。全面的にひとつ農協に生産の調整、価格、流通関係の安定等に対しましてやつてくれと、政府がそれに対し責任を負いますよと、農林省自体がそういう姿勢をとつていただきませんと、これは今後安定した方向には向かわないと思いますけれども、どうぞ農協自体が組合員の自覺を促してひとつ統制を高めてくださいよと、そういう激励ばかりを受けますけれども、これはなかなか実績があがらないわけでござりますので、やはりその責任を持つかわりに、系統出荷したものに対する価格は保証しますよといふ、そういうき然とした農林省の指導方針が出てしかるべきかと考えますが、お考えを承りたいと存じます。

○政府委員(鈴木省吾君) 系統農協の御努力によりまして、蔬菜なり果樹あるいは畜産物という選択的拡大の作物が統制率が年々向上いたしておるわけでございまして、この点は農協関係の皆さんにも感謝をいたしておるところでござりますが、ただいまお説のように、もっと統制率を高めさせていただきまして、価格の変動等に応じられるよう、そういう力まで持つていただくことは、私もとしましても期待をいたしておるわけでござります。特に野菜等は端境期あるいは逆に夏場など暴落、暴騰を繰り返すわけでござります。そういうのないように、農協方面の力の期待をいた

しております。農林省としましても、実はそういう方面に御協力あるいはタイアップしてやりたいとお考えで、一面におきましては、指定産地等を設けまして、その指定産地の生産なり出荷の中心に農協を期待いたしておるわけでございます。さらには畜産物その他の農産物の生産、出荷あるいは価格の安定と、こういうものをやってまいりたいと思う次第でございますが、その場合に、それではそれだけの価格保証なり何なりを農林省が大いにやるべきではないかという御意見ごもつともでございます。私ども同感でございますから、ぜひそういうふうな方向で進めてまいりたいと思いますけれども、どうぞひとつこういう関係の方々も大いに相ともにやれるような、そういうふうな御努力もお願いを申し上げたいと、かように考えておる次第でございます。

○棚邊四郎君 合併に関しましては、地域、地帶別に適正規模というものは明示できないというふうなお話でございましたが、この合併の中には、いわゆる専門農協の合併という問題もあるわけでござりますけれども、一時は農林省も非常に熱意を持って畜産、養蚕、たばこ、果樹等、専門農協の一つの総合農協への合併という問題を取り上げて、いろいろと努力された時期もございました。けれども、現段階におきましては、だいぶそういう声も低くなつてしまいまして、自然にまかせておくような状態に見受けられるわけでござります。特にたばこの耕作等に関しましては、たばこの耕作組合法ができまして、これは農林省で指導はしておりますけれども、やはりこの耕作等に関じては、たばこの耕作組合法がございまして、当時は非常にたばこの耕作をするためには、最もいい畠地を使つんだ、他の作物を売までは、大蔵省所管の専売公社が指導しておりまして、これはいろいろの面で総合農政の中で問題がありました。最近は大蔵省におきましても、やはり総合

農政の中で、ひとつたばこの耕作をやるというふうに、方向が変わつてしまいまして、よほどその点は調整がとれてまいりましたけれども、やはり販売、流通関係は全部専売公社がやりまして、指導関係は農林省がこれはやりまして、そして総合農協とのいわゆる業種別農協との合併という問題に、これを持って行きまして、そして地域の合併とあわせまして業種別農協の合併というものが進むよう配慮すべきであると思いませんけれども、これに対するお考えを承わりたいと存じます。

○政府委員(内村良英君) 専門農協は、組合それぞれに、その成立、対象作物の種類、その地域の主産地形成の程度等との関連で、総合農協とは違った特殊な性格を持つているものが多いわけでございます。したがいまして、総合農協のように積極的に合併を推進する必要があるかどうかといふ点につきましては、なかなか議論のあるところで、むずかしい問題でございます。したがいまして、専門農協の合併につきましては、その農協の特性等を個別、具体的に考えながら、ケース・バイ・ケースで指導しているということが現状でございます。しかしながら、数を申し上げますと、三十六年の三月末には、約一万六千八百でございました専門農協が、四十八年の三月末では七千四百八十というふうに、かなり合併は進んでおりました。さらに、専門農協が総合農協の合併にあたりまして参加する場合がございます。そのような場合には、農業協同組合合併助成法の対象として、そういうふうな、きめ方をしておりまして、模範定款等においてござりますけれども、農林省では、いわゆる農協法による正会員農民とはという法十二条一項による一つの規定をいたしまして、みずから農業を営みまたはこれに従事する者といふような農協でないような組織になりつつある場所もあるわけでございますけれども、農林省では、いまの農協法による正会員農民とはというふうな規定をいたしまして、いわゆる労働に従事するのは九十日以上とか、耕作する面積は一反歩以上とか、こういう面積の定款を直しまして、そして正会員にしていく歩というのを直しまして、一畝歩以上というふうにいま定款を直しておるわけでございます。そして模範定款なんかもうないほうがいい。また、関西地方は、農協がその耕作面積一歩というのを直しまして、一畝歩以上といふふうにいま定款を直しておるわけでございます。そして模範定款なんかもうないほうがいいじゃないかという声もあるくらいに、非常に変わつておるわけでございます。そしてまた農協全体が一つの信用事業中心に大都市農協はやるようになりますて、營農生産体制中心の生産共同体から生活共同体的な方向、もしくは都市金融機関的な方向に向かつておる面もあるわけでござりますけれども、こういう点に対しまして、やは

りいまの農協法だけで指導監督し、順調な発展を期待できるかどうか問題が多いわけでございますけれども、お考えを承りたいと存じます。

○政府委員(内村良英君) 都市化の進展によりまして、その地域の農協がだんだん農業協同組合にふきわしくないようなものになりつつある組合があることは事実でございます。そこでそういった組合におきましては、定款を変更いたしまして、組合員資格の基準をゆるめているところがござります。すことも先生の御指摘のとおりでございます。しかしながら、考えてみますと、都市化が進んでい

る地域におきましては、農業 자체がかなり集約的な農業に変わってきてる。すなわち、花、温室栽培等が非常に盛んになつてくるというようなこともございまして、耕地面積の引き下げが悪いかどうかという点については、「がいにこれを不當ときめつけることについては問題があるのではないか」と思いますが、いずれにいたしましても、これでよいという問題ではないと思います。

そこで、都市農協の問題につきましては、非常に性格が農協的性格を失つておる。場合によつては、もう十五人という組合員もいなくなるようなどころもあるのではないかというような御指摘もございまして、そういった問題については、先ほどから繰り返して申し上げておりますけれども、本年から発足いたします農協制度問題の検討会で十分検討したいというふうに考へてあるところでござります。

○櫻邊四郎君 それでは次に運営について御質問いたしますが、いわゆる役員共通制というものが現在各県においてしかれておるわけでござります。私も役員共通という問題には積極的に取り組んだ一人でございますけれども、御承知のよう、農協法が戦後できましてそれぞれ分業体制、機能分担の中で金融事業を行なう連合会、共済事業、経済事業と、指導事業を行なう連合会というふうに、それぞれ分かれておりますが、その中でいわゆる中心となる連合会は指導連であるということで、教育指導をやる指導連が中心で、並列連

合会として法的に規制されておつたわけでござります。けれども、どうしてもこれが総合調整の中心で、そういう機能を発揮できる体制ができないということで、連合会の総合調整の機能を果たすような法の改正があつたわけでござります。それで、実際その後の運営を見ますと、いわゆる中央会の財源はすべて賦課金でござりますから、賦課金の強制徴収の法的根拠もなく、非常に加入、脱退が自由でございますから、何か指導上の問題点が起きますと、いやおれは中央会を脱退するぞ、賦課金を納めないと、そうおどかして、もうなかなかどうも、中央会というものが、法律の上ではりっぱにござりますから、何が指導上の問題点が起りますと、いろいろ運動の先頭には立ちますけれども、その農協全体の指導的立場としては、法的に非常に弱いものでござりますので、そういう面で、これはどうしても役員共通制というものをとりまして、各連の役員等を全部共通して、その運営の中でひとつ総合調整の機能を發揮しようということになりますして、法律改正のないままに、その法律の運用によって役員共通制ができるわけでござりますけれども、これに対しましても、当初農林省御当局は反対をしてしまって、農林省がそういう指導要綱を出さないうちに、かつてにそういう共通制というような運用をするのはけしからぬというようなことをございます。これは当時われわれと同郷の、現在衆議院の伊東正義代議士が次官の当時でございましたが、どうしてもやる場合はこうすべきだ、「信連、共済連の他事業兼営の禁止、役員の忠実義務および自己契約等の禁止の諸規定との関連並びに各連合会の専門的機能分化の効用の発揮および役員の少數精銳主義等の見地からみて、必ずしも適

当ではない」というような通知を出ししまして、この指導のためには、何とか各連に単独理事を置けといふよくな、それぞれの問題が提示されおったわけでござりますけれども、その後、これが十年たちまして、何ら農林省として明快なる答弁が出ておらないわけでございます、指導方針が出ておらない。そのまま自主的に大体全国の半数の県が共通制をとつておりますけれども、いわゆる自己契約の禁止をの他によりまして、金を貸すほうと借りるほうと、経済連と信連、そういうものの役員は一緒ではないというふうな指導方針は出ておりますけれども、実際それが法律的に法改正等によってやるとか、もしくはその指導が明快に末端まで浸透するような納得する方針が、農林省で通牒という形によつて、もう一回通達なり通牒なりで明快にされるというようなことは現在までなかつたわけでございます。たまたま最近になりましても、秋田県等では共通制をやろうということで定款変更等の申請がなされてゐるわけでござりますけれども、聞くところによりますと、大蔵省がどうしても反対をしてしまつて、これは秋田県は信連だけはそれでは共通制をやめようということで、定款変更の申請をとり下げるという段階になつたということを聞いておりますけれども、いわゆるそういう十年たつても方針があいまいもことしたまゝに、しかもこれをただ大蔵省が反対だからやらない、しかもまた大蔵省が反対してもどうしてもやる場合には、定款変更の認可というものは六十日過ぎれば自然発効するというようなこともござりますから、強引にやれないことはない。そういう中で、農林省の通達というものがどの程度いわゆる系統組織として、その主務官庁として適正な指導のために効果をあげているのか。また、明快なる一つの指導方針がもつと打ち出せないのか。十年間も検討しても、いいのか悪いのか。私も総合調整という中においてそれを実施した経験からみまして、非常に各連の違つた待遇等も一緒になり、また、諸規程の改正もしくは少數精錬主義による事業の推進等、非常にいい

面は相当あつたわけでござりますけれども、しか
しました反面、多少問題も出てまいりまして、やは
り各連が競争して單協を通じて組合員に奉仕する
という熱意ある運営ではなく、何とか經營してい
れば月給も上がるし何とかなるだらうというよう
な、非常に農協職員等の意欲も減退する面もござ
いますし、また決裁等の事務が渋滞する面もあり
まして、いろいろ問題は残っているわけでござい
ますけれども、こういう点に対しましても、明快
なる一つの姿勢を農林省は示すべきであると思
ますけれども、御見解を承りたいと存ります。

○政府委員(内村良英君) 共通役員制の問題は、
たゞいま先生から御指摘がございましたけれども、
も、非常にむずかしい問題でございます。そこ
で、これはいい面と悪い面と確かに先生の言われ
るような面があるわけでございます。たとえば各
連合会相互の意思統一と機能の調整、あるいは役
員の減少と資質の向上による経営の合理化、それ
から各連合会の人事の交流の適正化等の面から見
ますと、この共通役員制というのは非常にいい面
もござります。一方、農協法の定める信連及び共
済連の他事業兼営の禁止あるいは役員の忠実義務。
先生からも御指摘がございましたけれども、
自己契約の禁止、各連合会の専門的機能の分化の
効用等の見地から見ると、必ずしも適当でない
という面があるわけでございます。そこで、農林
省いたしましては、先ほど先生から御指摘が
あったような通達を出したわけですが、
最近の状況を見てみると、現在、中央会、信
連、經濟連及び共済連の間において、全部または
一部が共通している府県は二十一府県ございま
す。二十一の県が共通会長になつております。そ
れから、信連及び共済連の間において全部または
一部が共通している県が六県ございます。このよ
うな現実になつておりますので、たとえばあした
から、この共通会長制度の悪い面だけを取り上げ
てこれはやめなさいと申しましても、なかなか現
実はそうは動かないという面があるわけでござい
ます。それから、自主的団体だということを申し

体だというふうに指導しているという御指摘がございましたけれども、やはり現在の農協法のたてまえから見まして、そこまで役所が立ち入って指導するということには問題があるわけでございません。そういったことをいろいろ考え方まして、当面の指導方針としては、共通役員制の採用にあつて各連合会の執行部の責任体制を明確にするということ、それから信連及び共済連においては、事業の健全性確保の見地から必ず専務理事を置いて会務に専念させること、監事については少なくともその全員が共通とならないようにして、その共通役員制の欠陥をできるだけ是正するような措置をとりながらやつてほしいという指導を続けておるわけでございます。特に信連につきましては、最近非常に資金規模が大きくなつておりますので、常勤役員の兼職を制限をしておる他の金融機関との均衡等からみても、共通役員制については慎重に対処する必要があるというように考えておりまして、秋田のケース等につきましては、そのような信連については特別に考えられたらどうかという指導をしたわけでございますけれども、やはりこの問題は長短両方面ございまして、なかなか役所としてもこっちだというような指導をしてくい面がござりますので、できるだけ欠陥を除去しながらやっていただくように指導しておる次第でございます。

○棚辺四郎君 その他兼職禁止の問題等、共同会社、関連会社の問題等たくさんございますけれども、時間がないようでございますからしばりまして、この一部改正に盛られました宅地供給事業について御質問申し上げないと存じますが、これを先ほどから申し上げましたように、農協を利用したほうがいいとなりますと、員外利用を制限しながら今度はどんどん農地を借り受け、もしくは買い入れて宅地をつくり住宅をつくって供給するなどいうような体制をいわゆる農協自体も、農住都市構想といふような中で、明らかにしてやっておりますし、建設省等もそういう構想を持つてお

りますが、いわゆる農協にその効果を多く期待しても、なかなかこれは問題点が多いのではないかということをひとつ考へるわけでござります。
その第一点は、いわゆる農地を農家から借りて宅地造成をして供給するという場合におきましても、いわゆる底地権と申しますか、現在の小作体制と同じにどうしても地上権等は重くみられまして、賃貸借の中におきましても、借地権が七割で地主権のほうは三割だというふうな、そういう現在の動向に対しまして非常に農家は農地を貸ししぶる。そういうような底地権の問題がひとつあります。同時にまた、貸した場合、売った場合に、税制上の優遇措置がこの供給事業の法改正の中で明確にされておらない、この問題が二つ。
その次は、農協が行なつた場合、差益金が出た場合、いわゆる農協は非営利事業の組織となるべくもうけてはならないわけでござりますけれども、やはりある程度赤字を出してもまた責任追及になりますから、ある程度の利益はみななくてはなりませんが、その差益金は一般の会計の中では剰余金として処分はできない。いわゆる内部保留をして積み立てておくといふひとつの法律的な構想があるようでござりますけれども、この積み立てる場合もやむを得ないと想います。そうしてさらに宅地供給事業を継続する場合に、赤字になつた場合には取りくずしてやっていくという安定した経営の中で必要ではござりますけれども、この積み立てに対しまして有税積み立てをやる、税金をとるわけでございます。これはちょっととおかしいんじゃないのか。政府の施策に伴つてそういう事業をやって将来の損失を踏まえても積み立てをしておきまして、供給体制をあくまで続けるという農協の姿勢に対しまして、有税積み立てということはちよつとひどいのではないかという、そういう意見もあるわけでございますけれども、これに対しまして、ぜひ供給事業が、この法改正によつてさらに所期の目的が達成されるよう、こういう三点に

○政府委員(内村良英君) 御質問の第一点は、貸し付け方式は底地権の割合を保護しないとなかなか動かないのではないかという御質問かと思います。

この点につきましては、私もそのようなことはあると思います。特に最近では非常に借地権が強くて七対三とか八対二とかいわれておりますので、農家の人たちも一べん貸しますと、なかなか自分の権利が弱くなってしまうというようなことから、貸ししぶるというようなことがあるのではないかと思います。そこでこの問題は非常にむずかしい問題でございまして、それでは農協がやるそういう貸し付け方式の場合には、現在の借地権の保護を少し緩和いたしまして、底地権のほうを強化するかというような問題が考えられるわけでございますが、どうも一般的の慣行に反しまして、特に農協の場合だけやるということとはなかなかむずかしい問題があるのでなからうかというふうに考えております。そこで、この事業の実施につきましては実施規程を定めて組合がやるわけでございましてから、今後こういった問題にどう対処していくかということについては、実施規程を検討いたします場合になお十分検討したいと思っておりますが、特にこの制度だけのために、その借地権の保護と、いうものを緩和するということはなかなかむずかしいのではないかというふうに考えております。また、そこまでしてこの事業を進めなきやならぬかどうかということにはいろいろ問題があるのじやないかと思っております。

それから第二点でございますが、売り渡し方式について税制上の特例はないのかということでございますが、土地の買い入れ、売り渡しについての税制上の特例措置としては、現在次のようなものがございます。一つは、優良デベロッパーとしての一定要件、すなわち利潤率が一定以下、公募の方法による譲渡、優良な宅地の供給に寄与する旨の知事の認定を受けた等のデベロッパーにまつては、宅地共治事業については、特別上場保

有税及び法人の土地譲渡益課税について非課税の特例措置が講ぜられているわけでございます。したがいまして、そういうた要件を満たす農協の宅地供給事業についてもこの規程の適用がございます。それから農家の土地譲渡所得については、長期保有地、五年以上保有している土地についての土地の譲渡の場合には軽課税率、すなわち普通で四〇%でございますが、それが一五%になるというような税率が適用されているわけでござります。このように宅地供給の促進をはかる見地から土地の買い入れ、売り渡しにつきましては、すでに相当の特例措置が講ぜられておりますので、これに加えて農協の行なう宅地等供給事業についてさらに税制上の特例措置を講ずるということはなかなかむずかしいのではないか。先ほどの底地権の問題と同じように、特にこの事業だけに特例を設けるということはいまの社会情勢からいってなかなかむずかしいのではないかと思いますが、まあ私どもいたしましては、今後の事業の進展状況、これはまあ新しく始めるわけでござりますから、進展状況等も勘案しながら十分に検討を加えていきたいと、こういうふうに思つておいでございます。

有用であり大いに拡大しなきやならぬというような場合には、いろいろ大蔵省とも相談をいたしまして、何らかの税法上の措置をとる必要があるということが起り得るかと思いますが、現在の段階ではちよつと税体系上特別の措置をするのはなかなかむずかしいのではないかというふうに考えております。

○棚辺四郎君 それでは時間がございませんから、次は農業金融三法に対しまして一点ずつ御質問申し上げたいと存じます。

まず、農業金融全般につきましては、いわゆる農業金融といたしまして、系統金融は指導金融として、それぞれ強い指導のもとに農業に再生産ができるよう一つの貸し付け方式等も積極的にとられておられるわけでござります。ただ、金を貸して、元利を償いさえすればいいという方式ではなくて、やはり融資した金が再生産されまして、いかに農家の収入が向上しまして返済できるかという當農計画、當農指導の中と密接な関係があるわけでござりますから、やはり當農指導事業に対する金融との結びつきをもう少し配慮しまして、現在、全国に一万五千人程度の當農指導員がおりましてやつておりますけれども、ほとんどこれは国庫の補助なしに、県補助もなしにやつておりますが、福島県は當農指導事業に県費千二百万円ほど毎年出しまして、この連合会でも同額を出して、単協に當農指導事業の金を出しておられますけれども、その他、県で出しておられますのは、長野、茨城等二、三県あるようですが、ほとんどの県自体は出しておらない。國自体も當農團地には出しておりますけれども、當農指導事業体制のためには金を出しておりませんから、もう少し當農指導体制の中で、ただ金を貸せばいいのじやなくて、それが生きて農業生産に効果が上がるような一つの當農指導体制の強化に十分配慮していただくのが、今後の農業金融の課題であろうと思いますから、そういう点に対してもつお伺

いをしたいと思いますけれども、その前提の中で、三法に対しまして一つずつ御質問申し上げます。農林中金法の改正に対しましては、それぞれ公庫との関係、また直貸しの問題で、信連、単協との競合、これは実際に起こっておりますけれども、こういう問題も十分配慮してやっていただければ抜けつこうだと思います。

副理事長、理事の任命についてでございますけれども、いわゆる系統組織としまして全国信連、全国信用農業協同組合連合会といふものがありますんで、いわゆる信連協会というサロン的な組織はござりますけれども、やはり農業金融の系統金融の最高の一つの機関は農林中金だと、われわれも考えておりますけれども、その農林中金が民主化され、しかも理事長の選任等総会で選任するというように前進してまいりまして、ようやく今回の改正におきましては、副理事長以下の任命も総会の同意を得て任命するということに改められましたことは、非常に前進しておるわけでございますけれども、この際やはりなぜ任命ということばを使わなければならぬのか。まあこれも、総会の同意を得て理事長が選任するということでも、非常に民主的になつて、やわらかになつたと感ずるわけでござりますけれども、官僚的な考え方を強く反映するような任命ということをどういうようにお考へになつておるか、簡単に御答弁願いたい。

○政府委員(内村良英君) 第一点の、系統金融は一般的の市中金融と違つて指導金融であるから、あつと當農指導と結びついたことをやらなきやならないのではないかという御指摘でございますが、私どもも同様に考えておるわけでござります。そこでまあ大型合併によりまして當農指導事業が特に弱くなっていくのではないかということでございますが、むしろ最近の単協の動向を見ておりまますと、當農指導員の数は逐次ふえておるというかつこうになつております。さらに當農指導員の資質の向上につきましては、いろいろ再教育等の

必要もございますので、農林省といたしましても、四十七年度から補助事業といたしまして、當農指導員再教育事業を行なつておるところです。農林中金法の改正に対しましては、それぞれ公庫との関係、また直貸しの問題で、信連、単協との競合、これは実際に起こつておりますけれども、こういう問題も十分配慮してやっていただければ抜けつこうだと思います。

副理事長、理事の任命についてでござりますけれども、いわゆる系統組織としまして全国信連、全国信用農業協同組合連合会といふのがありますんで、いわゆる信連協会というサロン的な組織はござりますけれども、やはり農業金融の系統金融の最高の一つの機関は農林中金だと、われわれも考えておりますけれども、その農林中金が民主化され、しかも理事長の選任等総会で選任するというように前進してまいりまして、ようやく今回

の改正におきましては、副理事長以下の任命も総会の同意を得て任命するということに改められましたことは、非常に前進しておるわけでございますけれども、この際やはりなぜ任命ということばを使わなければならぬのか。まあこれも、総会の同意を得て理事長が選任するということでも、非常に民主的になつて、やわらかになつたと感ずるわけでござりますけれども、官僚的な考え方を強く反映するような任命ということをどういうようにお考へになつておるか、簡単に御答弁願いたい。

○政府委員(内村良英君) 第一点の、系統金融は近代化資金は、それぞれ毎年ワクを三千億とさめまして、非常に効果をあげているように伝えられておりますけれども、実際はなかなかこれは利用されておらない。大体半額以下のワクしか消化されていない現状でござりますけれども、なぜこのような近代化資金という大切な資金が計画より下回っているのかということに対しまして、やはり

生活分野の拡充をもう少しはかるべきだ、いわゆる法の二条の三項に一般資金の種類を「主務大臣が指定する」ということになつておりますけれども、こういう条項を廢止して、ひとつもう少し幅を広げて、生活面の資金に十分活用できるようになります。先生御指摘のように、やはり農業金融といふものは、當農指導なり何なりと結びついた形で発展していくべきであることは申し上げるまでなく、御指摘のとおりでございまして、私どもいたしましても、そのような方向で農業金融の発展を助長するように指導していただきたいというふうに考へておるわけでございます。

それから第二点の農林中央金庫の役員の任命の規定につきまして、理事長が、副理事長及び理事を、選任ということばを使わないで、任命ということばを使ったのは、非常にまだ官僚的ではないかという御指摘でござります。そこでまあ普通法用語といつしまして、選任といふものは、選挙権者が選ばれるという場合に選任ということばが使われるわけでござりますけれども、ただ地方自治法等ではたしか副知事の任命か、につきましては、非常によく反映するような任命ということをどういうようにお考へになつておるか、簡単に御答弁願いたい。

○棚辺四郎君 時間がないようでござりますから、最後に一つ近代化資金助成法についてお伺いいたします。

近代化資金は、それぞれ毎年ワクを三千億とさめまして、非常に効果をあげているように伝えられておりますけれども、実際はなかなかこれは利用されておらない。大体半額以下のワクしか消化されていない現状でござりますけれども、なぜこのような近代化資金といふ大切な資金が計画より下回っているのかということに対しまして、やはり

○政府委員(内村良英君) まず最初に、農業近代化資金の融資対象の問題でございますが、農業近代化資金制度は発足以来、農業者等の資金需要の動向に即応いたしまして、その融資条件の確保と並んで資金種類の追加等の改善を行なつてきたことは御承知のとおりでございます。この結果、農業近代化資金の融資対象といたしましては、いまでは農業生産から農産物の流通、加工、販売までの各段階に必要とする施設をはじめ、農業経営の場である農村環境の整備に必要な施設に至るまで

の、いわゆる農業関連施設については、ほとんどそれが融資の対象になつております。それから法律上は生活の面につきましても融資をすることができるにいたしておるわけでございまして、農家住宅につきましても、農業経営の改善と密接に結びついたものにつきましては、昭和四十七年度から近代化資金の対象としているわけでござります。しかしながら、本制度は、農業者等の資本装備の高度化及び農業経営の近代化に必要な農業関連資金の円滑化をはかることを目的としているという制約もございますので、生活資金といいましても、レジャーなどか、そういうところまで広げることにはやはり資金の性格から見て問題があるのではないか。しかし、いざれにしましても、私どもいたしましては、農家の生活の面につきましても、そういう面を見られるように、将来拡充するよう検討していくべきだとう考えていますが、その辺はやはり資金の性格から見て、おのずから限度があるということは御了承いたさたい、こういうふうに思うわけでございます。

それから次に、農業信用保険制度の問題でござりますが、これは近代化資金等の融通を円滑にするため、信用力が弱い農業者等の借り入れ債務を保証するために、県段階の基金協会への保証と、それをさらに全国的に危険分散するために、保険協会ができまして、昭和四十一年以来、そのような運用が行なわれてゐるわけでござります。で、保険制度創設の後の近代化資金にかかる保証の依存率は、全国平均では農業者の借り入れ債務いたしまして四十年度五八・五%、四十一年度五七・九%，四十二年度五八・六%となっており、近年においてもそれが四十五年は六五・一%、四十六年度六五・七%と上昇傾向にございまして、保険制度の創設によって基金協会の保証能力といふものは拡充されたといふふうに考えてゐるわけでございます。それからさらに、農業者等の必要とする農業関連資金の融資を円滑にするため、基金協会の保証能力を拡充するための基金増勢に対

しましては、都道府県の出資に対しまして補助金を毎年交付しておりますし、また、今回の法律改正と関連いたしまして、保険協会が基金協会に対しまして保証能力の拡大に資するため貸し付けする、いわゆる融資資金、こういう制度がございますが、それにつきましては、八億円の助成措置をするということで保証能力の拡大に非常に非常に力を入れております。さらに今回、保険料の引き下げを予定しておりますが、農業者が負担する保証料につきまして、保険料の引き下げとのバランスを考えながら、農家負担の軽減をはかるために引き下げをはかるよう指導したいというふうに考えております。この問題は、御承知のとおり、基金協会の経営等も含む関係がござりますので、その点も十分考えながら農家負担の軽減をはかるということにつとめなければならぬというふうに思つておるのですが、その辺はやはり資金の性格から見て、おのずから限度があるということは御了承いたさたい、こういうふうに思うわけでございます。

○理事(初村瀧一郎君) 本日の四案に対する質疑はこの程度にとどめます。
暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時五十八分開会
〔理事初村瀧一郎君委員長席に着く〕
○理事(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。当面の農林水産行政に関する件を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中村波男君 きょうは、主として林野庁が行

なっております除草剤の散布によって各地域でい

るような被害が出ておりますし、まだ散布地域の

住民からも強い反対が起きている実情にかんがみ

ます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中村波男君 きょうは、主として林野庁が行

なっております除草剤の散布によって各地域でい

るような被害が出ておりますし、まだ散布地域の

住民からも強い反対が起きている実情にかんがみ

ます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中村波男君 まず第一にお尋ねをいたしたいと

思いますのは、塩素酸塩系の除草剤を散布された

わけであります。目的はまあ先行地ごしらえであつたのではないかというふうに思いますが、そ

うですか。

○政府委員(福田省一君) 御指摘のとおり、先行

地ごしらえが困難でござりますので、伐採以

て、アズマシャクナゲ——シャクナゲが、全林野

労働組合の調査によりますと、二十四ヘクタ

ル、七万本以上の百年あるいは百年以上のアズマ

シャクナゲまで枯れた、枯死したという問題が新

ために報道されたのでありますから、全体

に引き下げをはかるよう指導したいというふうに思つておるのですが、この問題は、御承知のとおり、基金協会の経営等も含む関係がござりますので、その現地調査の結果からしても、これ

は明らかに除草剤によるアズマシャクナゲの枯死

である、こういうふうに断定をいたしましたのであります。したがいまして、まずこの問題について長官としてどのようにお考えになつておるか。それ

を明らかにして、いただいて次の質問に入りたい

と、こう思つておるわけであります。

○政府委員(福田省一君) ただいま御指摘ございましたように、草津管署管内、昭和四十四年に空中散布をいたしたことをお聞かねるわけでござります。その場所には、御指摘のように、アズ

マシャクナゲがあつたのでござりますけれども、

調査の結果では、その一部が枯れておるという報

告を聞いております。アズマシャクナゲは、高山

植物に入るものがございまして、これにつきまし

ては、今後はこういったものについてはぜひ保存

していきたいと、そのための施業を適正に行なう

よう指導してまいりたいというふうに考えてお

ります。

○中村波男君 まず第一にお尋ねをいたしたいと

思いますのは、塩素酸塩系の除草剤を散布された

わけであります。目的はまあ先行地ごしらえであつたのではないかというふうに思いますが、そ

うですか。

○政府委員(福田省一君) 御指摘のとおり、先行

地ごしらえが困難でござりますので、伐採以

て、限られた時間であります。それらの問

題について若干お尋ねをいたしたいと思うわけで

あります。

実は草津管署の十七林班と三十四、三十五林

班に対しまして四十四年、四十五年に除草剤を、

シリ散布されたわけであります。その結果とし

て、アズマシャクナゲ——シャクナゲが、全林野

労働組合の調査によりますと、二十四ヘクタ

ル、七万本以上の百年あるいは百年以上のアズマ

シャクナゲまで枯れた、枯死したという問題が新

ために報道されたのでありますから、全体

に引き下げをはかるよう指導したいというふうに思つておるのですが、この問題は、御承知のとおり、基金協会の経営等も含む関係がござりますので、その現地調査の結果からしても、これ

は明らかに除草剤によるアズマシャクナゲの枯死

である、こういうふうに断定をいたしましたのであります。したがいまして、まずこの問題について長官としてどのようにお考えになつておるか。それ

を明らかにして、いただいて次の質問に入りたい

と、こう思つておるわけであります。

○政府委員(福田省一君) ただいま御指摘ございましたように、草津管署管内、昭和四十四年に空中散布をいたしたことをお聞かねるわけでござります。その場所には、御指摘のように、アズ

マシャクナゲがあつたのでござりますけれども、

調査の結果では、その一部が枯れておるという報

告を聞いております。アズマシャクナゲは、高山

植物に入るものがございまして、これにつきまし

ては、今後はこういったものについてはぜひ保存

していきたいと、そのための施業を適正に行なう

よう指導してまいりたいというふうに考えてお

ります。

○中村波男君 まず第一にお尋ねをいたしたいと

思いますのは、塩素酸塩系の除草剤を散布された

わけであります。目的はまあ先行地ごしらえであつたのではないかというふうに思いますが、そ

うですか。

○政府委員(福田省一君) まず第一にお尋ねをいたしたいと

思いますのは、塩素酸塩系の除草剤を散布された

わけであります。目的はまあ先行地ごしらえであつたのではないかというふうに思いますが、そ

うですか。

○政府

を造林するのが一番望ましいわけでございます。しかし、いま申し上げたのはおおむね二年ないし三年ということでおざいますけれども、その山の傾斜の方向によつて、その気温の程度とかいろいろ違いますから、早く腐敗する場合もございますし、反対にまたおそく腐敗するということも、やはり傾斜面等の影響もございますから、その辺をよく判断して散布すべきであると

○中村波男君 先般、資料として提出をいたいたわけありますが、伐採計画と造林計画についてであります。十七林班の例をとりますと、四十四年に枯殺剤を散布いたしまして、四十四年、四十五年、四十六年と伐採が行なわれ、続いて四

七年、さらに本年も伐採を行なう計画があるようでありますし、一部は四十九年に残るようあります。そこで、造林の計画はどうなつておるかといいますと、四十七年にわざか造林が行なわれた、四十七年に伐採を行なう予定だと、さらに四十九年、五十年、五十一年までたななければ造林は完了しない、したがつて、散布した時点から八年目によく造林が完了すると、こういう計画のようになります。したがいまして、私が調査をいたしました、本年度も行なう予定だと、さうに四十九年、五十年、五十一年までたななければ造林は完了しない、したがつて、散布した時点から八年目によく造林が完了すると、こういう計画のようになります。したがいまして、私が調査をいたしました、除草剤散布そのものに大きな疑問と問題を感じますと同時に、無計画な枯殺剤の散布でなかつたか。これでは、いま長官がおっしゃつた言を裏返しに考へてみますと、三年でまあ完全にササ等の根が枯れるんだと、しかし八年もはうつておりますが、その点はどうお考えでありますか。

○政府委員(福田省一君) お話をのように、三十七林班におきまして一百七十ヘクタールに及ぶ面積に薬剤をペリコブターで散布したものでござりますから、このあと御指摘のように、もし一齊に七十ヘクタールを一年のうちに皆伐をいたしますれば、確かに御指摘のように数年先まで造林を待

つということになつて、雑草類等が出て来ます。現地の計画と実行の様子をこちらで調査しましたところによりますと、四十四年に二百七十ヘクタールを散布したわけでございます。その伐採計画は、四十四年から六ヵ年にわたりまして、四十四年二十二ヘクタール、四十五年二十七ヘクタール、四十六年三十五ヘクタール、四十七年三十一ヘクタール、四十八年二十ヘクタール、四十九年三十五ヘクタール、合せて百七十ヘクタールを年度を分けて伐採いたしております。これは二百七十ヘクタールの薬剤を散布して百七十ヘクタールとこれは減つております。それも、それは途中におきまして自然保護の觀原から峰沿いその他沢沿い等、伐採をする個所を残したという結果、当初計画よりは伐採の面積は減つておるわけでございます。こういうふうに年度を分けて約二十ヘクタールから三十ヘクタールに及ぶ範囲内で皆伐をいたしまして、その後約三年経過しまして、から、四十七年に二十二ヘクタール、四十八年二十七ヘクタール、四十九年四十六ヘクタール、五十年三十ヘクタール、五十一

年四十五ヘクタールというふうに造林をする予定になつておるわけでございますので、大ざつぱに申し上げますといふと、毎年切つたあとを三年後に大体造林をしていくという形になるわけでございます。従来、薬剤を散布いたしませんで、伐採した後、造林するまでおよそどれくらいの期間があるかと申しますといふと、全国平均で申し上げますと、現在のところは一・八ヶ月、約二年を経過して初めて造林が完了するといふふうになつておるわけでござりますので、空中散布といふことになりますといふと、小面積ずつといふわけにはまいりませんし、それらいでやるならば、むしろ手まきで散布したほうがいいということになりますと、なかなか工程もあがりません。まとめてこれを施業するといふふうにいたしておるのが現状でございます。

○中村波男君 語るに落ちるということばがありますが、いまの御説明を聞きましても、いわゆる四年ないし九年かかるということであります。もちろん四十四年、四十五年当時は大皆伐、いまは十四年に二百七十ヘクタールを散布したわけでございます。その伐採計画は、四十四年から六ヵ年にわたりまして、四十四年二十二ヘクタール、四十五年二十七ヘクタール、四十六年三十五ヘクタール、四十七年三十一ヘクタール、四十八年二十ヘクタール、四十九年三十五ヘクタール、合せて百七十ヘクタールを年度を分けて伐採いたしております。これは二百七十ヘクタールの薬剤を散布して百七十ヘクタールとこれは減つております。それも、それは途中におきまして自然保護の觀原から峰沿いその他沢沿い等、伐採をする個所を残したという結果、当初計画よりは伐採の面積は減つておるわけでございます。こういうふうに年度を分けて約二十ヘクタールから三十ヘクタールに及ぶ範囲内で皆伐をいたしまして、その後約三年経過しまして、から、四十七年に二十二ヘクタール、四十八年二十七ヘクタール、四十九年四十六ヘクタール、五十年三十ヘクタール、五十一

年四十五ヘクタールといふうに造林をする予定になつておるわけでございますので、大ざつぱに申し上げますといふと、毎年切つたあとを三年後に大体造林をしていくという形になるわけでございます。従来、薬剤を散布いたしませんで、伐採した後、造林するまでおよそどれくらいの期間があるかと申しますといふと、全国平均で申し上げますと、現在のところは一・八ヶ月、約二年を経過して初めて造林が完了するといふふうになつておるわけでござりますので、空中散布といふことになりますといふと、小面積ずつといふわけにはまいりませんし、それらいでやるならば、むしろ手まきで散布したほうがいいということになりますと、なかなか工程もあがりません。まとめてこれを施業するといふふうにいたしておるのが現状でございます。

○中村波男君 するを、極端なことを言えば十一年、十五年後植える計画の更新、計画更新を考えておる。国有林についても、場合によつては十年前、十二年前に除草剤を散布して、ササ等は枯ら

えなんですね。

○政府委員(福田省一君) この林分は、ブナその他の広葉樹を中心とした天然林でございます。こ

こに施業の目的は、そういった広葉樹林をすべて伐採して、そのあとに針葉樹を植栽するという計

画に基づいて発足したものでございますから、針

葉樹等の樹種更改ができるということでございま

すれば、一番じやまになるそういうササ類の根

がなければいいのです。ただ、途中で天然林を残

す——先ほど申し上げましたように、針葉樹ばかりでなしに、途中に針葉樹のほかに広葉樹の類も

ませていくということで、新しい施業方針をきめ

たのでございますが、その理由は、私から御説明

するまでもなく、先生十分御承知のとおり、環境

保全あるいはいろいろな自然環境の保全等を中心

としまして、針葉樹一色ではなくて、広葉樹も入

れば風致上もよろしいし、あるいはその中に住

んでおる動植物等の生息にもよろしい、あるいは

その他の保全関係にもよろしいということか

ら、広葉樹をませていくというようなことも配慮

してまいつたものでございます。ですから、造林

技術上の観点から申しますならば、塩素酸ソーダ

を主として、針葉樹林を植えかえるための先行地

しらえとしては非常にけつこうでございますが、

ただ、その葉まいたあとに、広葉樹林を育成する

のに支障があるかどうかという問題が一つござい

ます。やはり広葉樹林の天然更新の場合におきま

しても、ブナ等天然更新がうまくいかない理由の

一つは、そういったような竹が、そういった広葉

樹林の中に入っているのが大きな原因でございま

す。昔から、その中に牛を放して、竹のササを食

わせて、それを枯らして、そしてそのあとに広葉

樹の天然更新がうまくいくようによく説明してい

ます。例もござりますし、また、この針葉樹にかかる

ことは、天然林施業の場合にも必要でございま

す。そういう意味ではこの塩素酸ソーダをまい

て、竹を枯らしたという結果は、針葉樹にしきま

るいは広葉樹にしきる、その点におきましては、目

的

の達成には支障ないものと、そういうふうに考

えておる次第でござります。

○中村波男君

枯殺剤を散布する可否について

は、議論はもう少しあとにいたしまして、その枯

殺剤をまかれたことについて、とやかく言ってお

るのじゃない、いまの場合。九年も十年もあとに

造林を行なわなければならぬという中で、散布す

る

とい

う

こと

が

あるのじゃないか。というのは、なるほどササ

の根は枯れたでありますけれども、そのあと

に今度は雑草その他が生えてくる。したがって、

造

林

を行

な

わ

な

ね

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

ば

れ

<

て、これだけ群生をしておるシャクナゲを枯らす結果になつたということはほんとうに残念なことだと。これ、一本ちょっと切つて持つてきたのではありませんが、これで大体年輪の勘定をしてみますと、八十五、六年たつておるんじゃないかと考えられるわけであります。もちろんこれの倍ぐらいいのシャクナゲも相当あるわけでありますが、枯れおりました。したがつて、枯れた率といふのは、私たちの見た限りにおいては五割以上、五六%が枯れたんじやないかといふふうに感じたわけであります。したがつて、こういうシャクナゲの群生地は当然保護地区として残すべきではないか。四十八年度にすでに売り払い計画が立つておるようであります。この群生地だけは、売り払い計画後の契約の変更をいたしまして、除外して残しておくべきではないか、こういうことを強く長官に申し上げたいのであります。が、この点についてはどうお考えでありますか。

○政府委員(福田省一君)　ただいま御指摘を受けました点について、省林署の調査結果の報告によりますといふと、二百七十ヘクタールの散在地域の中では、シャクナゲの自生しております地図が大体群状に五カ所になつておるというふうな報告でございまして、その二百七十ヘクタールのうち、群状に三・〇ヘクタール、一・〇ヘクタール、〇・八ヘクタール、〇・七ヘクタール、二〇・ヘクタールといふふうに群状に大体群生しておる地区がある。合計しますといふと、七・五ヘクタールになるわけでございます。この中で薬剤の散布の結果枯死しましたものが、最初の地区につきましては一〇%，次に申し上げた地区については三〇%，その次に申し上げた地区については五〇%，次も同じく五〇%，その次は枯損はしてない。合計しますといふと一七%，約三割の枯損であるという報告を受けておるものでござります。で、このシャクナゲにつきましては、あるいは先生もうお聞きになつたと思ひますけれども、これは草津町の町の花になつておるといふふうに実は聞いておるのでござります。やはりこういうこと

を考えます」というと、このシャクナゲ、アズマシャクナゲは、これは普通地区でございますので、いわゆる高山植物として自然公園法に指定はされおりませんけれども、こういうふうな町の花とも言われていることでござりますれば、地元感情というもののもよく尊重いたしまして、今後はこのシャクナゲにつきましては、できるだけ保存していくという方向で指導してまいらなきやならぬと考えておるところでございます。

いま御指摘のございました四十八年度の契約の問題でございますけれども、この地区についての報告によりますけれども、全体が四十ヘクタールの収穫の計画になつております中で約三ヘクタールのシャクナゲの自生地があるという報告でござります。この地上立木は、地元の群馬県広葉樹利用協同組合に対しまして三千四百三十七立方メートル、同じ群馬県の西部木材協同組合に、これはチップの材料としまして千百八十九立方メートル、それから本州製紙に対しても一千五百八十三立方メートル、というふうに販売の予定になつておりますし、地元に対する割合が七五%というふうになつておるものでございます。いま申し上げました三ヘクタールに及ぶシャクナゲについては、これは収穫の際にこれを枯損しないようになつておりますし、地元に対する割合が七五%といふようにになっておるものでございます。同時に、伐採、収穫したあと、これを傷つけないで保存したいと今度は造林するわけでございます。造林する際には、このシャクナゲは地ごしられないでそのまま残しておく、その地区は残しておくと、それ以外の地区は造林するというふうに指導します。ただいま調査しておるところでござります。

るようですが、だんだんと少なくなると、うことからいましても、群生地の面積について組合の調査と管林署の調査でたいへん大きな開きがあるわけあります。私は、その点については、地元の管林署長にも申し上げたんですが、両方立ち合いで調査をして、できるだけ正確に、分布状況を、管林署 자체がまず的確につかむ必要がある。人に聞いて、あすことあすこと何ヵ所ぐらいあるだろうというよな、そういう推定に基づく面積では信頼性がきわめて薄いと、こういうことを指摘しておいたわけありますが、ぜひ、ひとつ、群生地については、将来、保護し残すようにお考えいただきたい。また、その方向で検討されるということになりますから、ぜひ、ひとつ、長官の強い指導によってそれが完全に守られるように、実行されるようお考えいただきたいということを申し上げるわけであります。

この機会に、もう一つ、現地調査をいたしました問題があるので、なかなかうかといふうに考えました一つが、いわゆる立木の処分の方法であります。ほとんどが隨棄で、本州製紙と群馬県広葉樹利用協同組合とのいわゆる共同購入方式で販売されておる。私は、ブナを中心にする天然林で相当用材向けの木材が蓄積されておるよう見たわけあります。ほんどが隨棄で、本州製紙と群馬県広葉樹利用協同組合とのいわゆる共同購入方式で販売されていますのは、用途指定材は予決令の規定からいえば、隨棄をしてはならぬということになつておるのではないかと思うわけであります。そういうことからいましても、この販売方法について思ひますのは、用途指定材は予決令の規定ではいろいろな材がはじつておりますので、いわゆる隨棄でパルプと用材向けに一括して売るんだという、こういう説明があつたわけであります。が、その説明だけでは納得し得ないものがあるわけであります。その点はどうお考えですか。

いまして、随意契約をいたしました場合は、それが法令に基づいて行なつておるものでございますが、この地区におきましては、一つはこの販売、いろいろございますが、大きなものは、一つは産業の保護、奨励というものが一つの目的になります。その中でも特に低質のものにつきましてはパルプ材としてこれを販売する、あるいはまた住宅産業のための用材の販売ということになつております。これは地元工場が、たいてい製材工場あるわけでございますから、パルプによる場合も、その他用途指定として住宅産業に売る場合も、地元工場を入れた共同買い受けの制度をとつてゐるわけでございます。それそれの用途に適したもの、パルプ材はパルプ会社が持つ、用材は地元の工場が持つというふうに振り分けで共同販売制度をとつておるわけでござります。

それからもう一つは、古くからここは地元工場が多いわけでございまして、地元工場用材といふ名目のものとに販売しているのが多いわけでございます。産業の保護、奨励と地元工場用といふのは随意契約の中の大きな二つの柱になつておるわけでございます。なお、立木処分をいたしました場合につきましては、この半分は昔からやつてある慣行特売、つまり薪炭原木でございます。最近は木炭の利用、あるいはまきの利用が少ないとために、主としてこれは、パルプ材その他に回るものが多いのでござりますけれども、まわりの対象者はそういういた昔からの慣行特売という制度をとつているものでございます。それから今後はどうするかという問題でござりますけれども、この販売の方式につきましては、公売原則でございますけれども、昨年の十一月以降、御承知のような住宅ローンの緩和によりまして、住宅需要が相当出しまして、木材の価格が相当暴騰したといいうべきがございます。それを公売原則で、管林署がオーナーに公売いたしますと、ますます値段をつり上げるという非常な問題が出るのでございます。そこで公売をいたします場合も、これは今後の検討を

要することでござりますけれども、限定期公売つまり地区を限つて公売する、あるいは業種を限つて公売するという制度も導入してまいりたいと思つております。一方は随意契約におきましても、昔からやつてゐるからいいのだという単純なそういう販賣方法ではなくして、やはり公売に多く参加したもののはそれを考えてやるとか、いずれにしても、この地元の工場産業が発展するような方向で随意契約を、従来の単純なきずなから離れて検討してまいりたい。また売る場合も、見積もり合せ等を導入いたしまして、やはり随意契約にも競争原理を導入していくという方法をとりたいということと、ただいま販賣制度の改善について検討いたしておりますところでございます。

○中村寅男君 もちろん国有林の持つ機能として、地元の関連産業を育成するということは重大な方向でありますから、私は地元産業に売ることを反対するとか、いけないとかいうのではなくて、ややもすると随意契約で、業者と癒着をしておつて、その見積もり等あるいは実際の契約額等について、いろいろな業者間からも批判が出ておるのでありますから、十分こういう点を配慮をして、国有林の持つ使命にかんがみながら、公正な売り扱いというのが行なわれるよう格段のひとつ注意をされる必要があるのではないか、こういう観点で申し上げたわけであります。

実は二、三日前に、鶴井沢へ私調査に参つたのであります。が、調査の目的は、間伐がおくれましたために、いわゆる間伐後に、これはカラマツでありますが、この手入れを怠つておつたために、弱い木になつておつたのであります。が、相当倒れておる、こういう状態があるということでありましたから調査に参りました。この問題はまだいつかいい機会に取り上げてみたいと思っておりましたが、そのときに、相当大面積皆伐が行なわれておる現状を見ましたときには、いわゆるバルブ向けの材木というのは切らずにそのままになつておる。これはどうするのだと言いましたところ、これはバルブでまた希望者があるので、買い受け希

望者があるのだ、したがって、それを売りまして、その後に地ごしらえをするのだ、用材向けのものは用材向けとして第一回に売り払いをいたしたのだ。こういう現地の報告を受けたのであります、そういうことから考えましても、売り払い方法については現地に即したいろいろな方法があるのじゃないか、考える道がまだ残されておるのではないかというふうに感じましたので、この機会でありますから申し上げたわけであります。

続きまして、三十八年から手書きによる枯殺剤の使用を林野庁が始められて、それから年々その量がふえまして、四十四年からたしかヘリコプターによる大面積の大量の除草剤を使ってきておられると思うのであります。したがって、林野庁が先べんをつけられたのですから、民間にも相当除草剤散布が普及をいたしまして、その結果が、日本の各地で除草剤によるいろいろな形の被害が出てきていることも指摘できると思うのであります。一般、四十七年度国有林事業統計書を見ましても、私の見方がまだ十分でなかつたかもわかりませんが、枯殺剤による損害といいますか、被害というものは統計には出でないものであります。しかし実際には、あとから具体的に指摘を二、三いたしてみたいと思うのでありますが、ササ等を除去する目的で使う除草剤が、ササも枯れながら、植樹をした杉なり、ヒノキなり、あるいはカラマツなり、それが枯れてしまったという例が各地で出てきておる。もう一つは、ササも枯れなかつたために効果がなかつた、こういう事例もいろいろと報告がなされておるわけであります。時間もありませんから具体的には申し上げませんけれども、そういう被害というのも相当出でると思つてあります。あるいは魚が死んだとか、家畜等に被害があつたという報告もなされておりますが、いわゆる除草剤散布によって、枯れてならない植林木が枯れた、こういう例も相当あるのじゃないかというふうに思つてあります。そういう点はどのように把握していらっしゃるか、この機会に報告を願いたいと思います。

○政府委員(福田省一君) 御指摘の目的のササ以外の樹種、つまり造林した木々が枯れた事例はいかという御質問でござりますが、私の承知している範囲では、静岡県に一つ、沼津の管内で昨年造林木の枯れた事例がございます。これは相当霧の濃いときに散布したといふことが原因ではなかろうかといふふうに調査した者は判断しておりますが、その薬が造林木にかかるとも、すぐに落ちるものが普通でござりますけれども、霧が濃かつたために、それがそこに凝結して被害を与えたと、つまり一定の濃度以上になつたということでござります。

それから岐阜県の裏木曾ですか、小坂営林署管内で、たしか昨年やはり相当大きなヒノキが枯れたというふうな報告も受けておるわけでござります。

薬剤の散布につきましては、特にそういう气象条件であるとかいうことについても、指導はこまかにしておるんでありますけれども、きめられた基準に従わずにそういう事故を起こしたのではないかろうかというふうに思うわけでござります。

いずれにしましても、そういったことがないよう、今後嚴重な指導をしてまいりたいと思うのでございますが、同様にやはり、これはよけいなことを申し上げるようでござりますけれども、機械化が進んでまいりますといふと、事故の件数は少なくなつてしまりますけれども、出ると非常に被害は大きいといふふうなことがあるわけでござります。すべて仕事には、近代化、合理化をしてまいりますといふと、そういう副作用と申しますか、注意を怠りますというと、そういう危険が出がちでございますので、こまか的な基準をつくり、なおそのときどきに事故があれば、検討いたしまして、嚴重な指導をしてまいりたいとは思つておられます。なお、御指摘の造林木以外の、たとえば魚礁であるとか、その他のものに対する被害があるということも、やはり規定を守らなかつたということが原因で出る場合があるよう思います。そ

の点についての指導も厳重にしてまいりたいと考
えておるところでございます。いままでは、葉が
人体にかかった際に被害が出たという統計はござ
います。これは、特に化粧品の衣類類を着ておりま
すと、葉がかかると非常に発火しやすいというふ
うなこともございまして、それらについても非常
な注意をしておるんですけど、いま
申し上げた人体ばかりじゃなくて、そういうたほ
かの面に対する影響等についても十分調査をし、
指導してまいりたいと、かように考えておりま
す。

○中村波男君　いま長官の説明の中にも岐阜県の
小坂管轄署で被害が出たというお話をあつたわけ
であります。これは私も現地の調査をいたして
実態を目で確かめてまいっておりますので、自信
を持って申し上げることができますので、自信
が、四十六年の十月に、除草剤——塩素酸ソーダ
であります。鹿山地区百十一ヘクタール、小黒
川地区五十ヘクタール、三十八年から四十四年に
植林をした十センチ程度のヒノキが約六万本枯れ
たわけであります。したがって、林野庁として
も、林業試験場等から専門官を派遣されまして、
この原因の究明については相当調査をされたと思
うのであります。しかしその結果として、調査の
結果、原因が何によったかということは私たちに
は報告がないわけでありますが、この調査の結果
をいまおわかりになつておれば——いま露によつ
てというようなお話をありましたけれども、そ
ういう状況の中で散布されたということはないよう
でありますから、大量の木が枯れたということにつ
いては、どこに問題があるのか。これは明らか
にいたしませんと、今後の施業の上からいいま
しても、重大な問題だと思うのですが、それ
らの点について長官は御報告を聞いておられます
か。また、林業試験場のだれかおいでいただいて
おるかどうか知りませんけれども、明らかにひと
つ原因を究明できなかつたか、できないか、報告をいた
だきたい、こう思つうわけです。

係というふうにお話いたしました。

小坂営林署の場合におましましては、その原因、結果については私詳細に……ここで私の記憶している範囲で、いかがんな答えをしてもいいへん失礼でございますので、試験場の結果の報告をさらに検討しまして御報告いたしたいと思います。

なお、御指摘のようにその対策等については万全を期してまいりたい、かよう思います。

○中村波男君 「塩素酸塩系除草剤15の疑問」というパンフレットをお出しになつておりますね。

これは何年ごろお出しになつたのですか。

○政府委員(福田省一君) これはつい一月ぐらい前に発行したものでございます。

○中村波男君 これを拝見いたしますと、たしか疑問の11というところに、「二二ページですが「造林木に被害はありませんか?」」ということがはつきり書いてあるわけです。われわれが各地から報告を聞いておりますと、多いか、少なかは別にして、造林木にかなりの被害が出ておるといふことが報告されてきておるわけであります。たとえて言うなら、岐阜県の久々野営林署鎌ヶ峯あるいは神岡営林署の金木戸国有林等でもカラマツが枯れた、あるいは落合国有林では、先行地ごしらえのために除草剤を散布したところ、サワラ、ヒバ等の、それも成木が立ち枯れが出た、こういふ実態があるわけであります。したがつて、除草剤については、必ずしも被害がないといふふうに言い切れるかどうか、大きな疑問を持つのであります。したがつて、いまさら言うのはおかしいのであります。しかし、このパンフレットのりっぱなものをおつくりになつて、被害がないんだ、ないだということを宣伝をして、人減らかしのために、今後どんどんと除草剤をお使いになるという計画のように見受けられるわけであります。時間がありませんから、具体的な指摘はこの辺でやめたいと思いますが、「枯殺剤の毒抜がる京大の調査で判明」「こんどはスギに奇形」と、これは岡山県の津山営林署管内国有林に発生したプラシキラー・クロレート散布による杉の奇形について新

聞に出でるのであります。また先般、前橋営

林局管内であります。國鉄が沿線に散布した除草剤から自然発火したんじやないかと、こういうことではあります。したがいまして、私のことは、すでに熊本大学の松村教授が、成分を分解、化学変化等から山火事の危険性は十分あると、こういう指摘もなされていたわけであります。こういつたことと、やつぱり手

新聞報道もあるわけであります。このことは、昨年見ました平塚の事例というのは、やつぱり手

で、そういう実験の過程を経ながら、確實なこ

とが保護を最も考えなければならぬ地帯とか、民

家に近接した地域とか等々については、空中散布

による除草剤使用というのは再検討する必要があるんじやないかと、使うにいた

しましても、手まき散布を原則としておやりにな

るのがいいんじゃないか、こういうことを私は考

えるのであります。これらの点について長官のお考

えを明らかにしていただきまして、質問を終

わりにいたしたいと思うわけでありますが、いか

がですか。

○政府委員(福田省一君) 御指摘のとおり、いろ

いろと過去におましましては衣類に火がついてやけ

どをしたという事例もございます。そういう場合

は、いろいろとまた厳重な指導をしてこれを改

めてまいります。それから、散布します場合

にも、いろいろとヘリコプター散布につきまし

ては規制を、先ほど申しましたように、四十七年の四月に出でております。しかし、私はそれで決

して完全だとは思つてゐるものではございません

のであります。やはり薬剤散布にしましても、新しい機械を導入いたす場合にいたしましても、大体だいじょ

うふだらうと思いましても、いろいろと予測しな

い事故が出るケースが多いわけでございます。し

たがいまして、ただいま御指摘のように、私の考

え方としましては、薬剤の散布につきましては、

原則としては、人手がどうしてもないような地帯、人畜その他に被害のないようなところというところにおいてヘリコプターを考えるということがあつた原則でございます。次いで事前地ごしらえ

をしたりする。造林したあととすることになりますと、やはりいろいろと御指摘のような問題は慎重を期してまいりたいと思います。特に塩素酸ソーダにつきましては、厚生省のほうからいろいろと検討していただきまして、林野庁がきめて総合いたしまして、この薬剤の使用につきましては、今後また別ない薬剤も出てくるかもしれません。だからといってすぐそれを全面的に空中散布するということもなかなか問題がございますので、そういう実験の過程を経ながら、確実なところから実施していくというふうにしたいと考えております。結果的に申し上げますと、最近、四十七、四十八年の使用量は塩素酸ソーダについて非常に減つてしまつております。機械化の問題につきましても、同様の考え方で今後促進していきたいと、かように考えております。

○中村波男君 最後に強く御要望申し上げて質問

を終わりたいと思うのであります。公害対策の

基本は、いまさら私が申し上げますまでもなく、安全性の確認できない薬剤、機械というものは使

べきでない。したがつて、林野庁としては、安全性が確認できただいう、こういう前提の上にこれを

お使いになつておるわけであります。しかし、二

四五T等は最初はだいじょうぶだと、こう言っておられたのであります。その後まあ使用をおや

めになつたといふいきつもありますように、そ

の後も塩素酸ソーダによる被害というのがいろいろな形で出でるわけでありますから、今後の使

用についてはもう一度ひとつ安全性を確認する立

場でさらに実態というものを調査を願いますと同

時に、試験研究機関による十分なひとつ研究をし

ていただき、これらの使用については、できるだけ縮小し、でき得るならば、やめるべきじやな

いかということを私たちは強く考えて要求をいた

すものであります。

以上、時間がまいましたので、林野庁として

の今後の除草剤散布に対しまして基本的な考え方を

お聞きして質問を終わりたいと思います。

○政府委員(福田省一君) 薬剤の問題につきまし

ては、機械の問題も同じでございますけれども、

そういう安全性的確認ということにつきましては慎重を期してまいりたいと思います。特に塩素酸ソーダにつきましては、厚生省のほうからいろいろと検討していただきまして、林野庁がきめておる基準に従うならばこの点については心配ないということも一応いただいておるのでございますけれども、その後、先生御指摘のようないろいろの問題がございますから、基本的にやはり安全性というものを尊重いたしまして、ただ薬剤を使うのが目的ではなくて、自然保護ということと、それから生産性の向上と両方をミックスした考え方を立てるものでございます。御指摘の線に沿うて努力してまいりたいと思います。

○辻一彦君 私、きょう水産関係と米の問題で若干質問したいと思います。水産庁長官と食糧庁長官がどうも見えないので、なるべく簡潔にやりたいと思います。

まず、私は水産庁伺いたいのですが、この前の精密調査のPCB汚染源に対する発表が四日にされました。あのときに十四地区で、八地区はまだ汚染の結果が出ましたが、六地区はいわゆる白と出ている。ところが、その中の東京湾で過日、水産大学の調査、あるいは東京都自体が二千数百体のいろいろな調査をやって、その結果PCBによる汚染が非常に大きいと、こういう結果が出ておりますが、これはかなり大きな食い違いがありますが、一体これをどうする考え方のか、この点をまず伺いたい。

○政府委員(安藤教夫君) 東京都の地先の問題でございますけれども、私ども調査いたしました中には、東京都の地先につきましては調査の対象に入れておりません。と申しますことは、私のほうは入れておりません。と申しますことは、私のほうの調査は一応漁業を中心として利用されていると、そういう一つの限定を付した問題があるのであります。そういう関係もあって、東京都との間で、私ども一応対象にしてもよかつたのでございますけれども、東京都のほうが独自で自分のほうでやるからということでございますので、東京都

の地先については対象にいたしておりません。そういう関係で東京都の地先の問題は私のほうの発表の中に入っていないと、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○辻一彦君 この間の精密調査の対象には東京湾
といらるのはなかつたのですか。
○政府委員(安藤數夫君) 東京湾の中の千葉地先
と神奈川県の地先、これは対象にしているわけで
ござります。

○辻一彦君 毎日の一二日の新聞によると、東京湾は荒川沖等における汚染が目立つとありますね。この間は東京湾と地先を指定をして、その地帶においては汚染がなかつたと、これはわかりますよ。しかし、一般的に東京湾の魚は全部が汚染がないんだという、こういう印象を与えていて、が、しかしあらかじよつとこまかく、あるいは地先別に調査すればこういう結果が出てくるということがあると思うが、これについては水産庁は放任しておくのかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(安藤數夫君) ただいま御指摘になつたように、私どもの発表のしかたに、そういう点では慎重を欠いていたという点は率直に認めざるを得ないと思ひます。今後そういう点については注意いたしたいと思ひます。

それから、地先どとの一つのくくり方の問題でござりますけれども、これは非常に技術的な問題で、や人的な問題、そういった問題がございますので、やはりできるだけこまかに地先どとに刻むと、いうことが必要だと思いますし、今後私どもの一ペんだけで終わりじゃなくて、今年度におきましても、継続してそういう危険水域についてはチェックしてまいりたい。これは今年度限りではなく、かなりさらに将来に向かってもそういう考え方で注意をいたしたいと思います。そういう問題には、やはり社会的な不安の問題、そういう問題に対する対処してまいりたいと、このように思います。

○辻一彦君 次の検査で、いろいろなところを調

る、あるいは水産大学が調査をして、場所によつてはこういう結果が出ている。そういう魚が、やはり消費者の口のほうに入つてくるという事実は、調査されて結論が出るまで続くわけですね。これを一体水産庁は放任しておくんですか。一ヵ所か何ヵ所か調べて、そこはなかつたと、しかし東京湾の中にはこういう汚染があるというのを、次の調査の期日がくるまではこれはこのままにしておくと、こういうことなんですか。

○政府委員 安福數夫君 具体的にそういう事態は、県独自でいろいろな調査もされます。今回の場合は、東京都は東京都独自でそういう調査されたケースが出ているわけでござりますから、そいつた点については、私どもそれが事実であるかどうかという問題もございますけれども、やはり県自体できるだけの精査をした結果を発表されているわけでござりますから、そういう事態が出来ているところについては、やはり私のほうは十分私どもも連絡してまいりたいと、このように思います。

○辻一彦君 ジャ、いろんな自主規制とかそういう点は、東京都が調査された結果についても同じようにやるということですね。

○政府委員 安福數夫君 私どもは東京都のそういう調査の結果の発表を率直に受けとめまして、東京都にそういう趣旨の連絡をしてまいりたい、このように思つております。

○辻一彦君 では、汚染に対する対策はおそまきながらいろいろな手が打たれつつある。が、これはますます強化をしなくてはならないと、こう思つうんです。

そこで、この間テレビを見ておつたら、水産庁長官がテレビに出て、熊本県——私のほうの福井県の教員からも出でましたが、各地で漁民の声を聞きながらそれに答えていましたね。私、あれを聞きながらも感じたんですが、直接汚染地図

と関係のないところの港に揚がったところの水産物、魚が一まとめてされて、いま汚染がないかと安定にしておると思うんですが、この点について水産庁は、体どういう対策を立てる考えなのか、この点をひとつ伺いたいと思うんです。

○政府委員(安政敏夫君)　今回水産庁が調査いたしまして、それに基づいて分析なり整理できた段階で発表した結果、非常に消費者を含めまして、漁業者はもちろんございますが、いろいろな問題をかもし出しましたことにつきまして、私どもこういう調査の結果の発表のしかたなり、それにについての対策についてどうあるべきか、こうしたことについていろいろと反省をさせられているところでございます。

ただ、本質的にこれはやはり人間の健康に関係があると、こういう問題でございます。非常にその点については私ども慎重にあらねばならない、こういうふうに感じるわけでござります。したがいまして、不安はともかくといたしまして、一応私どものほうで調査の結果、危険水域であるという、この前提としましては、暫定的な規制措置に基づいての一つの判断でござりますけれども、そういう措置に基づきまして、危険水域についての危険な汚染されている魚については、それがとられ、流通の過程に乗るということは極力、極力というよりも絶対にないようになると、こういう措置が一番根本的な対策であろう、このように思うわけですから、そういうことを確保いたしまして、やはり流通されている、市場に出る、そういう魚については安心できると、こういうことに対する消費者の理解とそれに對する保証というものを、やはり行政的あるいは流通関係者の協力も必要だと思いますけれども、そういったことが一番根本的な問題であろう、このように思います。それしかやはり漁民に対する一つの魚価の低落であるとか、そういった問題を払拭する手は、きめ手根本的な問題であろう、このように思います。

○辻一彦君 いま次長の言われるよう、私は、り水産庁といたしましても、そういうた面の問題の詰めなり、それに対する適切な措置を今後はばんとうに真剣にやらざるを得ないだらう、こういうふうに反省する次第でござります。

○辻一彦君 いま次長の言われるよう、私は、汚染の結果が出た、それに対しまじく自主規制をやり、それが市場に回らないようにする、これはもう当然強化してしてやらなければいかぬと思います。それはそのとおりですね。

ところが、まあ一つの例ですが、けさですか、ジャスコという大手のスーパーですね、それがここに、これは十三日の毎日に出ておりますが、かなり広範な地区を一括して危険水域として指定していますね。たとえば瀬戸内海全域、あるいは福井県でいうと敦賀湾やなしに若狭湾全域ですね、こういうところは危険魚だということで指定をして、それで全部いわゆる神戸や大阪等の中卸売り市場とも連絡をとって、こういうものは扱わないというようにやっておりますね。こういうやり方が、汚染したものについてはきびしい取り扱いが必要であるけれども、しかしそれに直接関係のない広範なところを一まとめにして、これは扱わないようにしようといふような、こういうのを中央卸売り市場いろいろ話し合ってやっていくということについて水産庁としてどう考えますか。

○政府委員(安藤教夫君) 御指摘の点につきまして、私ども水産物の流通行政の責任ある官庁といたしまして、そういうた面についての指導の至らなきという、力のなきということを非常に残念に思ふわけでございます。ただ、根本的な前提といたしまして、やはりこういった事態になりますと、消費者あるいは漁業者も非常に不安でございます。心理的な影響はどうしても消費者に波及する、これが正すといふことが前提になるだらうと想います。流通業者に対して、私どものほうから連絡をしながら、市場を中心でござりますけれども、

お願いしているのでござりますが、それに対しで、私どものほうの調査の結果について、そういった変な動きがないよう協力は頗っているわけござりますけれども、やはり全部がそれに対する歩調をそろえない。あるいは消費者に対する一つの思惑もあるでございましょうし、商売の一つのあり方として、それが有利だという判断もういう関係者にもあるだろうと思います。その結果、そういう事態になるということ是非常に私ども残念でございます。それで、根本的に、先ほど申しましたように、そういう不安がないと、こういうさめ手を一つ一つ打つていて、そういう事態にならぬように今後は対処してまいりたいと、このように考えます。

○辻一彦君 私は何回も繰り返しますが、汚染の結果が出た、そういう水産物に対してきびしい自規制をやり、それが絶対市場に回らないようにする。これはどうしても強化をしてやらなければいかぬと思います。それは何としてもやらなければならぬ。しかし、一面においていま漁民のかなり広範な不安が、不安定さが出ていますね。私二、三日前ですが——この新聞にも、たとえば熊本、滋賀、山口云々と各県が出ておりますが、この間、指摘をした敦賀湾の福井県について言うと、敦賀湾とはかなり離れている越前海岸四ヶ浦漁港ですね、ここのかつていう漁業協同組合がありましたが、ここへ行つてちょっと様子を聞きますと、もう敦賀湾の魚や、若狭湾——福井県、あるいはもつと大きいといふと、北陸の魚は、こういふ漁港であります。まあ周辺とは、二十四時間も船に乗つていくんだから関係がないんですよ、ほんとうを言え。大和堆は日本海のかなりな向こうですかね。一箱千二百円のイカが四百円に全部下がつて

いるというのです。こういう中で、非常に漁民がいま不安を感じているし、現実に生活がそういう面でいろいろ不安定になつてきています。こういうものに対して、私はまず第一段階に住民の、消費者の健康が第一である。そのためには、やならぬ。これは前回も指摘したとおりです。そのとおりだと思ひます。しかし、こういう広範な、いま漁村に不安が起つてある、これに対して、手をこまねいておるわけにはいかないと思うけれども、その点について水産庁はもっと積極的な何らかの対策はないのかどうか。その点、どうですか。

○政府委員(安福數夫君) 先ほど来申し上げますように、やはり根本的には、ひとつ不安をなくすという手は何だろうかという問題でございます。御指摘のように、先ほどの御質問にございましたように、一部流通関係の中に、かつてそこで問題になつた地域を全部指定しているような感じがいたすわけです。東京湾なり三河湾なり、あるいは伊勢湾なり、あるいは宍道湖なり、あるいは富山湾なり。そういうことをすることによってそこでおそらく魚の価格が維持できる、あるいはむしろ他の下落のものに反動して有利に売れる、こういう一つの商業上の有利性を、そういう形でされているんだろうと思ひますけれども、それを何とか措置するという場合には——私どもまだいたしておりませんけれども、こういう問題は、やはり漁民全般の問題といたしまして、大きな問題で、そこまでおそれなく魚の価格が維持できる、あるいはむしろ他の下落のものに反動して有利に売れる、こういう一つの商業上の有利性を、そういう形でされているんだろうと思ひますけれども、それを何とか措置するという場合には——私どもまだいたしておりませんけれども、こういう問題は、やはり漁民全般の問題といたしまして、大きな問題で、この分野については水産庁の分野でといふと、この分野については水産庁の分野でといふと、私どもの調査しているものでございます。昨年の六月四日に発表いたしました調査も、昨年度のそういう総合調査の結果、概査した結果で、この分野については水産庁の分野でといふと、私どもの調査しているものでございます。

○辻一彦君 それから、いまたとえば山口県の岩国で、あるいは福井県の敦賀でいろんな形の補償が行なわれております。この考え方なんですが、その結果を受けまして、それは当然入るわけございますが、そのほかにも、自覚症状と申しますが、一応疑わしい地域ということが出てくると、できるよう予算を準備をいたしておりますけれども、そういうたった各省関連の総合調査と関連づけています。そういうたとえてもフォローをして、詳細な調査を、今後とも十分してまいりたい、このように考えております。

○政府委員(安福數夫君) 私ども、こういう汚染調査あるいは安全基準の確立、こういうことをやらないと。もう何ヵ所か調査をしてそれでいいというもののじやないと思うんです。そういう意味では、もっと広い汚染調査と、それからその安全基準の確立、こういうものについてやられる考があるのかどうか。その点、どうですか。

○政府委員(安福數夫君) 私ども、こういう汚染の実態調査につきましては、現在環境庁がござります。そういう面で環境庁を中心と、それとの関係で各省もいろいろ出てまいりますけれども、そういう総合的な立場での調査が必要であろう、こういうふうに感じるわけでございます。私どものほうで、私どもの調査しているものでございます。

○辻一彦君 それから、いまたとえば山口県の岩国で、あるいは福井県の敦賀でいろんな形の補償が行なわれております。この考え方なんですが、その結果を受けまして、それは当然入るわけござりますけれども、あるいは対策なんですが、壊れない魚、とつても食べられない魚をとつて、そして向うで買い上げて、コンクリートに詰めてやられているといふと、たとえば、カドミウムに汚染された土壤の水田に、食べられない米をつくってそれを買ひ上げる。その農民はほんとうに働きがいがないと、たとえば、カドミウムに汚染された土壤の水田に、食べられない米をつくつてそれを買ひ上げてもらうというのは、それは補償にはなりませんけれども、労働というか働く誇りというものが何にもないという、そういう大きなジレンマというか、気持ちを持つておるんですね。こう

いう点で、こういう補償の考え方、やり方というものを何か考え方直す必要があるんじゃないのか。もっとと違った形の補償対策あるいは休漁補償とかいうのがあると思うんです。そういう形を考えているんじゃないのかと思うんですが、そういう点どう考えますか。

○政府委員(安福教夫君) 今回のこういう問題に関連いたしますいろいろな補償が、各地で、企業との間に行なわれておるわけでござりますけれども、この問題につきましては、政府といたしましては、原因者負担原則というたてまえに立つてこれに対処する。これはどういう事態になりましても、そういうたてまえを貫く必要があるんだろうと私ども考へておるわけでございます。

それと関係いたしまして、それぞれの地区についての漁業の実態なり、あるいはそういう汚染の態様なり、そういうたてまえは千差万別であろう。このようふうに感ずるわけでございます。そういった点で、それぞれ企業と関係漁業組合なり関係漁業者なり、あるいはその他関係機関が出てくるだろうと思ひますけれども、その間にいろんな形の話が進められるということでございます。

やはりものの考え方としましては、それに対する統一的と申しますか、一つの共通の基準的なものがあれば、という感じがいたしますけれども、

まだケースといたしまして、それほど普遍的なものではございませんので、そいつた面で私ども

実態を十分把握してまいりたい。そういう面でで

きるだけの、そういうケースをこの際原と十分連絡しながら実態の把握につとめて、その中で行政

として指導すべき点があれば指導してまいる、

こういう考へで、この問題については現在考へて

いるような次第でござります。

○辻一彦君 これは私は、しばらくの時間だと、

汚染魚を、汚染魚対策で、なくするためだと、こ

ういう感覚もありますから、だから、こういう補

償のやり方も続くと思いますけれども、しかし時

間がたたまると、働いてそれが何らのプラスにな

らない、そういうのが、働きがいがない、全然

食べられないものをとつておるという、そういう漁民の気持ちといふものは、これはなかなか耐えられないものに、だんだんなつていくと思うんですね。そういう意味で、全国でいま公害源を明らかにして、原因者負担による対策が立てられておりますが、そういう実態を水産庁で早急に調査をして、そしてこの補償のやり方等についても早くひとつ検討、対策を立ててもらいたいと思うんであります。その点一べん調べてやられるお考へはおありかどうか、この点いかがですか。

○政府委員(安福教夫君) いまの補償の一つの形態としまして、とりましたものを企業が買い上げるという措置をやつておりますのは、敦賀湾の東洋紡と、また、同じ東洋紡が若国にござりますが、そこでそういう措置がとられているわけですが、その點いかがでございます。これはきょうの新聞でも、何新聞でございました。これはきょうの新聞でも、何新聞でございましたか私忘れましたけれども、ありますように、そういう人間性をばかにするといいますか、働く漁民の意欲というものをある意味では冒瀆しているという結果にもなりかねないという問題、確かにそのとおりだと思います。ただ一部のところでは、やはり魚自身の一これは私ども、それほど詳細な長期にわたった研究じゃございませんけれども、みずから獲取される、それで体内に蓄積される、そういうのがP.C.B.についてはかなり多いんじゃないかという一応の中間的な研究を私聞いているわけでござりますけれども、そういった問題と関連いたしまして、魚自身がおりますと、それでやはり排せつするわけでござりますから、また水のほうへ海にそれが出てまいと、こういうふうなことがあるんじゃないかと思います。確かに、そういうふうなものを踏まえますと、そういった魚が生きている限り、あるいは死んだらまた海底に沈んでみると、こういうことも言われますので、やはりそういうP.C.B.をなくする、あるいは水銀をなくする、こういう場合には、それを取り除くといふのがあるのは一番いいのかもしれません。そういう問題がやはりからんでくるんだろうと思いまして、それに対する水産庁としての対策なり指導な

す。したがつて、水俣地区につきましては、縮め切つて、むしろ網を張つて全部取つてくれと、こういう漁民の意向もあるわけです。何が一番いいか。何が一番いいかという問題は、今後の問題としまして残ると思いますけれども、漁民の意思というのもやはり私ども尊重する必要がある。それがどうかにして、そういう実態を水産庁で早急に調査をして、そしてこの補償のやり方等についても早くひとつ検討、対策を立ててもらいたいと思うんですけど、その点いかがでございます。この点いかがですか。

○政府委員(安福教夫君) いまの補償の一つの形態としまして、とりましたものを企業が買い上げるという措置をやつておりますのは、敦賀湾の東洋紡と、また、同じ東洋紡が若国にござりますが、そこでそういう措置がとられているわけですが、その點いかがでございます。これはきょうの新聞でも、何新聞でございましたか私忘れましたけれども、ありますように、そういう人間性をばかにするといいますか、働く漁民の意欲というものをある意味では冒瀆しているという結果にもなりかねないという問題、確かにそのとおりだと思います。ただ一部のところでは、やはり魚自身の一これは私ども、それほど詳細な長期にわたった研究じゃございませんけれども、みずから獲取される、それで体内に蓄積される、そういうのがP.C.B.についてはかなり多いんじゃないかという一応の中間的な研究を私聞いているわけでござりますけれども、そういった問題と関連いたしまして、魚自身がおりますと、それでやはり排せつするわけでござりますから、また水のほうへ海にそれが出てまいと、こういうふうなことがあるんじゃないかと思います。確かに、そういうふうなものを踏まえますと、そういった魚が生きている限り、あるいは死んだらまた海底に沈んでみると、こういうことも言われますので、やはりそういうP.C.B.をなくする、あるいは水銀をなくする、こういう場合には、それを取り除くといふのがあるのは一番いいのかもしれません。そういう問題がやはりからんでくるんだろうと思いまして、それに対する水産庁としての対策なり指導な

す。したがつて、水俣地区につきましては、縮め切つて、むしろ網を張つて全部取つてくれと、こういう漁民の意向もあるわけです。何が一番いいか。何が一番いいかという問題は、今後の問題としまして残ると思いますけれども、漁民の意思というのもやはり私ども尊重する必要がある。それがどうかにして、そういう実態を水産庁で早急に調査をして、そしてこの補償のやり方等についても早くひとつ検討、対策を立ててもらいたいと思うんですけど、その点いかがでございます。この点いかがですか。

○政府委員(安福教夫君) 私ども、いまこういつた問題の具体的な問題に対する対処のしかたといつたしまして、現在の制度があるものについては、その制度をフルに活用してこの対策に振り向いたい。こういうふうに考えておるわけですが、この点どうです。制度といたしましてございまるのは、漁業金融公庫に漁業の経営安定資金というのがございます。それをやはり重点的に対策の一つに向けたい。これは五分でござりますけれども、災害といふことを前提にして五十万円が出せる。こういう制度があるわけでございます。これを優先的にそいつた対策に向けたい。そのほかにやはり緊急対策、新しい措置といたしまして、やはり何らかのそういうつなぎ資金については、私どもの水産庁の分野でできるだけの措置として新しく、あるいは流用であるか、予備費の支出であるかは別といたしまして、何らかのそういう措置を早急に講ずる必要があるだろうということで、内部で検討いたしております段階でございます。

○辻一彦君 私、この問題はこれからまだ各地に出てくると思うのですよ。そうすれば、こういうような漁民の不満と不安というものはかなり

広がっていく可能性がある。そういう場合に、織維問題が日米織維協定の発効によっていろいろな問題が出たときは、かなり広範な対策を政府は立てましたですね。沿岸漁業が、悪くすれば軒並みにこういう不安に見舞われる可能性がないとは言い切れないと思いますから、この点のひとつ対策を十分検討して強化してもらうよう願いたいと思うのです。その点、きょうは長官見えておりませんけれども、次官ひとつその点の考え方一言だけ聞かせていただきたい。

○政府委員(鈴木省吾君) ただいま社員から御意見の開陳がございました。ごもっともだと考えますので、十分、こういう時期でございますから、検討してまいりたいと考えます。

○辻一彦君 では、水産庁のほうはこれで終わります。

私、次に米と食糧問題について若干お尋ねをしたいと思います。

一つは、これは経済局長に伺いたいのですが、この間FAOのバーマー局長が、五月末ですね、ちょっととした話があつたということですが、その後わが国に対する、このFAOから何の連絡も要請もないのか、あれば、どういうものなのか、その点伺いたい。

○政府委員(内村良英君) わが国に対しましてFAOから備蓄の要請はございません。ただ、例の西アフリカの飢餓の問題に関係いたしまして、五月底でしたか、FAOから、日本も何分の応分の貢献をしてほしいという要請は受けましたけれども、広い意味の備蓄ということで日本に対する要請はございません。

○辻一彦君 それからもう一つお伺いしたいのは、エカフエの総会が、この間開かれましたですね。で、アジア極東地域におけるいろいろの国の発展が工業を中心と考えられたけれども、結局、足元の農業をしっかりとしないといかないと、こう

いうところで、農業開発の方向が非常に強く出たというのですが、この点の背景ですね、ちょっとと簡潔に御報告願いたいと思います。

○政府委員(内村良英君) 御承知のとおり一九七一年、七二年にエカフエの関係の開発途上諸国におきまして、干ばつ等の自然災害があつたということもあって、食糧生産が低下いたしまして、それが全体の経済成長率の鈍化等の大きな要因になつたというところでございます。と申しますのは、御承知のとおり、東南アジア地域におきましては、フィリピンの稻作研究所でつくりました、いわゆるミラクルライスといわれるわけでございますが、IR5とかIR8という多収穫の品種が非常に急速に広がりました、昭和四十年ごろは大体もう東南アジアも食糧は自給できるのじゃないかとういうような感じもあつたわけでございますが、そういうふうな感覚も、もうミラクルライスと言われる多収穫品種の普及があつても、同時に、基盤整備が十分行なわれていませんと、結局干ばつというようになります。そこには非常に減収になつて、それがもとで経済成長が鈍化するというようなことがござります。そういう反省に立ちまして、今年東京で行なわれました第二十九回のエカフエの総会におきましては、農業問題が非常に大きくなっています。そこで、わが國も大平外務大臣が主席代表としてこの会議に参加したわけでございますが、大平大臣のステートメントで、農業開発の重要性というものを非常に強調いたしまして、わが国としても、農業開発については応分の協力をする用意があるというようなことを表明されたわけでございます。

○辻一彦君 國際的にも食糧の逼迫状況、それから極東アジアにおいても農業をもう一歩足もとから固め上げよう、こういう動きが非常に強くなっている。そういう中でわが国の食糧自給体制をつくることがいろいろ論議されておりますが、政

いと思います。

○説明員(松本作衛君) ただいま御質問のありますように、そのうちの一つが、この点の背景ですね、ちょっとと簡単に御報告願いたいと思います。

実は最近におきます世界の食糧の需給事情は逼迫しておりますが、これは、昨年來の気象の異常とおきまして、干ばつ等の自然災害があつたというようなことが大きい原因と考えておりますけれども、こういうふうな農産物の國際需給は、象の要因以外にも、たとえば各國の農業政策なり、ないしは各國の食糧の自給の動向というようなものによって、大きく影響されると考えられます。日本のように、非常に農産物の輸入を大口にやつておられる国につきましては、今後そういうふうな世界の需給動向がどうなつてあるかということを見定めていく必要があるのではないか、というふうに特に感じられてまいつた次第でございます。こ

ういうふうな立場から、私どもいたしましては、いわば世界の各国に、大使館等を通じまして、情報をなるべく敏速にとるようにつとめておりますけれども、やはりある程度現地の実態を見まして、そういうふうな動向をはつきりつかむべきであるというふうな必要を感じてまいりましたので、できるだけ早い機会に、おもな食糧の需給に影響のある国、北米、南米、東南アジア、などはいわゆるソ連、東欧等の共産圏というようなところで、そういうふうな食糧需給の動向をつかまえてみたいというふうに考えておるわけでございますが、何ぶんにも予算を必要といたしますので、財政当局と日下話し合いを始めておるというふうな段階でございます。

○辻一彦君 これはあれですか、わが国の備蓄の将来買い入れるための可能性とか、そういうことも含めて調査に行かれるのですか。

○説明員(松本作衛君) 必ずしもただいまぐいに備蓄と結びつけて考えておるわけではございませんけれども、やはり、こういうふうな世界の需給の動向が、国内の農産物の安定供給の上に大きな影響を持ちますので、その動向となるべく早く確めた上で、ただいま御質問のありました備蓄の必要性があるかどうかということもはつきりと考

え方を定めていきたいというふうに考えます。

○辻一彦君 さういふ新聞でしたか、国際化に対応する農業問題懇談会、これは財界と農業団体の懇談会ですね。この提言がある程度まとまりたと出でておりますね。この中に、日本の農産物のいままでにおける過剰すぎというものが、世界から最も安い農産物をいいものを買入れる大きな力になつておつたと、こういうようなまとめが私にはあつたように見たわけですね。ゆとりを持つことが大事であるということ、こういうことをちょっとと指摘されているのですが、これは私はこれから備蓄等を考える場合に、ぎりぎりなくなつて、その中で備蓄をしようとか、買い入れをしようとすれば、値段が上がりついへんだけれども、あるゆとりを持ってやることが何としても大事だというふうに考えるのですが、こういう考

え方をどういうふうに農林省はつかんでおられるかお伺いしたい。

○説明員(松本作衛君) 確かに先生御指摘のように、そういうふうな需給のあり方ということは、現在日本の食糧の需給動向から見て、検討すべき問題になつてきておると思います。ただ、先ほど申しましたように、国際的な食糧需給の動向といふものも、現在流動的でございますし、また備蓄をするということになれば、非常に大きな財政負担も必要になつてしまりますので、備蓄といふような問題に入ります前に、むしろ安定的に食糧を確保していく、たとえば長期的な契約をしていくとか、買い付けをなるべく前広にやっていくとか、安定的な取り引きの契約を国際間にしていくとか、というような問題も考えていかなければならぬのではないかというふうに思つております。そういうふうな問題も含めまして、おもな農産物の安定的な供給をはかるということについて検討していかたいというふうに思つております。

○辻一彦君 時間もかなり過ぎておりますから、あと二、三回、私簡潔に伺いたい。

それは、田中総理が青森で、減反打ち切りといふことを記者会見で発表しておりますね。その中

身を見ると、これは表題と中身がずいぶん問題があるように思うのですが、この減反打ち切り、来年度から減反をやらない、こういった真意は、一体何か。これはひとつ農蚕園芸局伺いましょうか。

○政府委員(伊藤俊三君) 総理が青森で御発言をなさった内容について、もちろん私直接その場に居合わせたわけではございませんが、各紙の記事でござりますとか、現地に照会いたしました結果を総合いたしまして、いわゆる減反問題につきまして、今年一ぱいで、減反ということは打ち切ることになつてゐるので、これからは転作奨励にウエートを置くと、いうような趣旨の発言をされたようあります。これは、四十六年二月の、米の生産調整につきまして閣議了解がございますが、休耕奨励金は四十八年度限りで打ち切りまして、そのあとは転作を基本に進むこととなつておりますが、その趣旨を、四十九年度対策として、記者会見でされたのではないかというふうに私ども考えております。

○辻一彦君 局長にそういうものの真意を問うの

は、これは無理なことだと思うのですけれども、ただ、この記事を見ると、総理発言のあとに、中野食糧庁長官がコメントをして、農林省の考え方と、いうものを大体まとめておりますから、そういう意味で伺つてみると、こういうふうに聞いていただけだと思います。

そこで、一体、減反政策といふものは、これは

私は、米がある過剰が出たと、だから、ある面

では、休耕をやる。休耕した分には休耕奨励金を

出す。そうでないのは転作をやる、転作奨励金を

やる。減反政策といふのは、休耕と転作の二つを含めていると思うのですね。減反を打ち切るとい

うのは、言うなれば、休耕と転作を、こういう方

向を打ち切つて、もう一つ米の生産調整をやめて

いくといいますか、そういう方向のようだ、減反

政策を打ち切るということは私は理解するんだけども。で、減反打ち切りということは非常に意味が違うように思うのですが、これは、御本人に

身を見ると、これは表題と中身がずいぶん問題があるように思うのですが、この減反打ち切り、来年度から減反をやらない、こういった真意は、一体何か。これはひとつ農蚕園芸局伺いましょうか。

○政府委員(伊藤俊三君) 総理が青森で御発言をなさった内容について、もちろん私直接その場に居合わせたわけではございませんが、各紙の記事でござりますとか、現地に照会いたしました結果を総合いたしまして、いわゆる減反問題につきまして、今年一ぱいで、減反ということは打ち切ることになつてゐるので、これからは転作奨励にウエートを置くと、いうような趣旨の発言をされたようあります。これは、四十六年二月の、米の生産調整につきまして閣議了解がございますが、休耕奨励金は四十八年度限りで打ち切りまして、そのあとは転作を基本に進むこととなつておりますが、その趣旨を、四十九年度対策として、記者会見でされたのではないかというふうに私ども考えております。

○辻一彦君 局長にそういうものの真意を問うの

は、これは無理なことだと思うのですけれども、

ただ、この記事を見ると、総理発言のあとに、中

野食糧庁長官がコメントをして、農林省の考え方と、いうものを大体まとめておりますから、そういう意味で伺つてみると、こういうふうに聞いていただけだと思います。

ただ、局長に聞いておきたいのは、まあ青森と

か言えば東北ですね、あるいは北陸。ここは、米

以外はなかなか、つくるといつてもできないわけ

ですよ。御存じのように。だから、かわりにミカ

ンをつくるとか、野菜をつくるとかいつてもなか

なか、単作地帯ですから、米以外といふものはない。

だから、つくらないなら、休耕しておくしか

ないといつて出かせぎに出ているんですね。こう

いう中で、休耕やめればすぐ転作へとやるんだと

いって、なかなか転作ができるといふ実態があ

るんですね。これはひとつ局長よく考えていた

だいたい。この休耕やめたら転作に重点を置いて

やればいいといったって、あの東北や北陸の、ま

だあの基盤整備の状況の中では、すべに、野

菜や果樹その他に気象条件、自然条件からいって

も移れないわけです。だから、そういう中を一体

どうするかという問題があると思うんですよ。ま

あ、あなたにこれを聞いても無理だと、性格上ど

間かななければならないことです。ちょっととかわってひとつ農林省の真意を聞きました。

○政府委員(伊藤俊三君)

私どもは、国内の潜在的米の需給といいますか、そういうものはやはり過剰であるというふうに考えております。し

たがいまして、そういうものを何らかの意味で

調整をしなければならないわけであります。まあ

三年間はいまおっしゃいましたように、休耕奨励

金と転作の奨励と両方でやつてきたわけでござい

ますけれども、やはり何もくらいいものに金を

出すというのも、どうもあまり感心をしない話で

あるというふうなこともあります。また、ほかに

しかるべき作物があれば、それに転作したほうが

当然いいわけでありますから、そういうことにし

て四十九年度以降は既定の方針どおり、転作とい

うものを中心に進めていくというふうにいたした

いと、かよう考へていてる次第でございます。

○辻一彦君 まあ大臣に聞けという声もあります

し、問題の性格上私はそうだと思ひますから、こ

れはもうこれ以上あまり入るということはやめま

す。

ただ、局長に聞いておきたいのは、まあ青森と

か言えば東北ですね、あるいは北陸。ここは、米

以外はなかなか、つくるといつてもできないわけ

ですよ。御存じのように。だから、かわりにミカ

ンをつくるとか、野菜をつくるとかいつてもなか

なか、単作地帯ですから、米以外といふものはない。

だから、つくらないなら、休耕しておくしか

ないといつて出かせぎに出ているんですね。こう

いう中で、休耕やめればすぐ転作へとやるんだと

いって、なかなか転作ができるといふ実態があ

るんですね。これはひとつ局長よく考えていた

だいたい。この休耕やめたら転作に重点を置いて

やればいいといったって、あの東北や北陸の、ま

だあの基盤整備の状況の中では、すべに、野

菜や果樹その他に気象条件、自然条件からいって

も移れないわけです。だから、そういう中を一体

どうするかという問題があると思うんですよ。ま

あ、あなたにこれを聞いても無理だと、性格上ど

うかと私も思いますから、これはまた別の機会に

取り上げていきたいと思いますが、簡単に転作は

できない東北や北陸の地理的、自然的条件とい

うことを十分考へて、これからこの米の問題をどう

するか、こういうことについて十分対処してもら

いたい、こう思います。この点についてちょっと

所見を伺つて終わります。

○政府委員(伊藤俊三君)

私どもは、従来からも

転作を進めながら、地域分担の問題を

考へておるわけでございます。当初の生産調整の

割り当て数字に比べますとかなり違つてきて

いる。歴年違つておると私どもは考へております

。米の単作地帯というようなもの、それからそ

うでない、何でもほかにもいろいろ転作ができる

ところというようなところと、ある程度差等をつ

けまして、生産調整に御協力を頼つておるとい

うことです。今後も私どもとしまし

ます。そこまで各地で漁業界に大きな波紋が起き

ておるわけでありまして、言うなれば私は、日本

の漁業の一大ピッチではないかと思うわけであります。そういう点で、これから魚の水銀の許容量

あるいはP.C.B.の許容量等が求められていく、か

なり今までの基準よりもきびしくなつていくん

ではないか。そういうことを考へますと、まあわ

れわれ日本民族は、世界の民族でも一番漁業とい

うものから得たん白源というものの非常にパ

ンセンスは高いわけありますが、一体漁業の将来

はどうなつっていくのか、食べる魚はなくなるん

じゃないかということを心配しているんですが、

じゃあどうなつていいかといふことを心配しているんですが、

水産庁はそういう問題はどう考へていますか。

○政府委員(鈴木省吾君)

ただいま農蚕園芸局長

から御答弁申し上げましたように、転作のでき

ることとできない地域というものを考へまし

とつ次官から一言伺つて、私はこれで終わら

ます。

○政府委員(鈴木省吾君)

ただいま農蚕園芸局長

から御答弁申し上げましたように、転作のでき

ることとできない地域といふものを考へまし

て、地域分担の指標といふものを、御承知のよう

につくつておるわけござります。それも一気に

して、政府としても、水産庁だけではなくて総合的

に環境庁を中心とした汚染が進まないと、これは海と

いわば大氣といわば、そういうことに全力をあげ

ておるというふうでございます。水産庁をいたし

ましても、海の汚染を、直接荒廃されている漁場

を回復するという予算も組み、そういう角度で施

策を進めておるわけでありまして、まあ魚が将来

食べられなくなると、こういうふうに私ども考へ

ます。

ながら生産調整をお願いする反対等を年々やつておるわけでございます。来年からは、単純休耕と

いうものの補助金を打ち切ることにも相なつてお

りますので、そういう点、たゞいまの御意見十分

参照し、新しい段階で対処してまいりたい、かよ

うに考えております。

○辻一彦君 この問題若干保留して別の機会に譲ることにして終わりにいたします。

○政府委員(伊藤俊三君)

ちよつと速記とめて。

○理事(初村瀧一郎君)

速記起こして。

○塙出啓典君

それではまず最初に水産庁にお聞

きしておきたいんですけど、先般の第三水俣病ある

いはP.C.B.の環境庁あるいは水産庁の測定結果に

よつて、非常に各地で漁業界に大きな波紋が起き

ておるわけでありまして、言うなれば私は、日本

の漁業の一大ピッチではないかと思うわけであります。そういう点で、これから魚の水銀の許容量

あるいはP.C.B.の許容量等が求められていくん

です。

○理事(初村瀧一郎君)

速記中止

○理事(初村瀧一郎君)

速記とめて。

○塙出啓典君

これにて終ります。

○政府委員(伊藤俊三君)

私どもは、従来からも

転作を進めながら、地域分担の問題を

考へておるわけでございます。水産庁をいたし

ましても、海の汚染を、直接荒廃している漁場

を回復するという予算も組み、そういう角度で施

策を進めておるわけでありまして、まあ魚が将来

食べられなくなると、こういうふうに私ども考へ

ます。

ながら生産調整をお願いする反対等を年々やつておるわけでございます。来年からは、単純休耕と

いうものの補助金を打ち切ることにも相なつてお

りますので、そういう点、たゞいまの御意見十分

参照し、新しい段階で対処してまいりたい、かよ

うに考えております。

○政府委員(伊藤俊三君)

私どもは、従来からも

転作を進めながら、地域分担の問題を

考へておるわけでございます。水産庁をいたし

ましても、海の汚染を、直接荒廃している漁場

を回復するという予算も組み、そういう角度で施

策を進めておるわけでありまして、まあ魚が将来

食べられなくなると、こういうふうに私ども考へ

ます。

ながら生産調整をお願いする反対等を年々やつておるわけでございます。来年からは、単純休耕と

いうものの補助金を打ち切ることにも相なつてお

りますので、そういう点、たゞいまの御意見十分

参照し、新しい段階で対処してまいりたい、かよ

うに考えております。

○政府委員(伊藤俊三君)

私どもは、従来からも

転作を進めながら、地域分担の問題を

考へておるわけでございます。水産庁をいたし

ましても、海の汚染を、直接荒廃している漁場

を回復するという予算も組み、そういう角度で施

策を進めておるわけでありまして、まあ魚が将来

食べられなくなると、こういうふうに私ども考へ

ます。

ながら生産調整をお願いする反対等を年々やつておるわけでございます。来年からは、単純休耕と

いうものの補助金を打ち切ることにも相なつてお

りますので、そういう点、たゞいまの御意見十分

参照し、新しい段階で対処してまいりたい、かよ

うに考えております。

○政府委員(伊藤俊三君)

私どもは、従来からも

転作を進めながら、地域分担の問題を

考へておるわけでございます。水産庁をいたし

ましても、海の汚染を、直接荒廃している漁場

を回復するという予算も組み、そういう角度で施

策を進めておるわけでありまして、まあ魚が将来

食べられなくなると、こういうふうに私ども考へ

ます。

ながら生産調整をお願いする反対等を年々やつておるわけでございます。来年からは、単純休耕と

いうものの補助金を打ち切ることにも相なつてお

りますので、そういう点、たゞいまの御意見十分

参照し、新しい段階で対処してまいりたい、かよ

うに考えております。

○政府委員(伊藤俊三君)

私どもは、従来からも

転作を進めながら、地域分担の問題を

考へておるわけでございます。水産庁をいたし

ましても、海の汚染を、直接荒廃している漁場

を回復するという予算も組み、そういう角度で施

策を進めておるわけでありまして、まあ魚が将来

食べられなくなると、こういうふうに私ども考へ

ます。

ながら生産調整をお願いする反対等を年々やつておるわけでございます。来年からは、単純休耕と

いうものの補助金を打ち切ることにも相なつてお

りますので、そういう点、たゞいまの御意見十分

参照し、新しい段階で対処してまい

てないわけでございまして、そういう面で、わが国の食糧の中で、動物性たん白質の中で六二%少しの比率を占めているわけでありますから、そういう面でわが国の食生活の中で、わが国の水産業が果たしているところが非常に重要な分野を占めているわけでありますから、そういう健全な水産業として将来ともひとつ伸ばしていきたいと、このように私ども確信して施策を進めておる次第でございます。

○塩出啓典君 それはまあ水産庁としての希望的意見であつて、現実はなかなか希望どおりいつてないわけですね。このP.C.B.につきましても、先般の発表と昨年の発表を見て、あるいは水銀等につましましても魚介類における汚染というものは進行しているのか、並行状態なのか、よくなっているのか、その点どうなんですか。

○政府委員(安福教夫君) 汚染の実態というのいろいろの種類があると思いますけれども、現在銀につましましても現在まだいろいろな面で——これは通産省からむしろ御説明願つたほうがいいだろうと思ひますけれども、極力水銀を使わないような技術の開発、それに対する転換というのも極力進められているわけでございまして、従来のようになれば流しの状況にあつた、そういう汚染はおぞらくとまっているだらうと思ひますし、汚染の進展は、そういう意味ではストローグランしているだらう、こういう感じはいたします。P.C.B.につましましては、御指摘のとおり、全面的にストップして、むしろ回収すると、こういう措置がとられておるわけでござります。したがいまして、過去におきまして水に流れた物質が海水の中にもございましょうし、あるいは海底のヘドロの中にそれが蓄積されている。こういう事実はございませんけれども、これも将来徐々にこれは希釈されると、こういうふうに私ども理解しておるわけでござりますので、今後のそういう汚染の実態をストップすることによって、これが相当期間かかるとは思ひますけれども、海の浄化につながつ

ていくのじゃないだらうか、こういうふうに私は考へておるわけでございます。

○塩出啓典君 あなたは非常な楽観論者ですね。

私は言つたのは、実際にそういう水銀の工場にして、水産庁の発表したP.C.B.の魚のデータですね、つまりはクローズドシステムにして、流してはいない。あるいはP.C.B.等についても、これは使用禁止だと。けれども、現実に、たとえば先般の水産庁の発表したP.C.B.の魚のデータですね、これはどうなんですか。去年もやつた、そういうのと比較して、三P.M.をえた魚のパーセントというのは、去年よりふえてるわけでしょう。そういうことから言ふならば、やはり汚染は進行していると、そう言わざるを得ないんじゃないですか。

○政府委員(安福教夫君) この概査と、私ども今回やりました精査との間の比較は、必ずしもできないんじゃないだらうか。それは検体の取り方の問題もござります。しかし、それはやはり水なり海底なり、そういうものの汚染との関係において、私ども物事を判断するのが正確じゃないだらうかと、こういうように感じております。そういう面で、昨年度の概差と比べてもしろふえているのじやないだらうか、こういうあるいは調解があろうかと思ひますけれども、そういう検体の取扱い方との関係がござりますので、それを直ちに結ぶつけて必ずしも云々できぬのじやないだらうか、このように思います。

○塩出啓典君 そうしますと、今回P.C.B.の測定にしても、あるいは水銀の測定にしても、やはり魚のたとえば肉の部分とか、あるいは肝臓の部分とか、いろいろ違ひがあると思うのですね。あるいは魚の可食部分でも、頭のほうと、まん中と、尻のほうは違うかもしだれぬ、あるいは実際にP.C.B.というのは、魚のほうに入つてくるのは、水中の水銀なりP.C.B.が関係するのか、あるいは底質に水銀あるいはP.C.B.があれば、そういうのが水に解けて魚に入るとか、そういうこまかい問題等

ただ、そういういま言つたような、頼りないデータをもとにして、一番根本である水産庁がそういうことでは、われわれはほんとうに心配だと思うのですね。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(安福教夫君) 確かに昨年の概査と今回の精密調査との間のそいつた数字的なつき合はせについては、ある意味では御理解願えない面はやっぱりござりますけれども、そういう御趣旨に対しては、私どもは昨年の概査は、こういう地域は問題だ、この地域は問題だという地域選択のための一つの調査でございます。そういう地域について、これを詳細に調査したというのが今回調査でございます。この調査は、一回だけ終わるわけじゃございませんで、年間少なくとも二回以上はそういう地域についてトレースしてまいります。そのほかにさらに疑わしい地域が出れば、そういう地帯についても精密な調査をすると、こういった体制でおるわけございますから、今後出てまいります資料との比較において、この問題を比較検討することが正しいのではないか、このように考へておるわけでございます。

それから魚のいまの生理の問題でござりますけれども、一応私どもの研究所で、そういう魚の生理についての一つの継続的な検討はやつたわけだと思いますけれども、一つの問題として、テマとして取り上げましたのは四十七年が初めてでございます。そういう面で、対象になつておる魚種も非常に限定されおりませんけれども、海ではハマチそれから淡水ではグッピーと金魚、こういふものについて、えさを通じまして、ハマチについてはP.C.B.に汚染されているカタクチイワシを継続的に投与するという形で蓄積されるだろうかと、そういった研究を続けております。それと、水からどのように吸収されるだろうか、そういった研究所の四十七年度の結果は、中間的でござりますけれども出でております。その結果は、えさよりも水から来るほうが多いんじゃないだらうかと、こういう一つの中間的な結果が出ております

けれども、それじゃ魚のどこに多いのだと、こういうことでござりますが、一般的にやはり内臓に多いんじゃないだらうか。われわれ内臓を食べなきませんけれども、そのほかにわれわれが食べる脂肪の中にそれが蓄積される多いんじゃないだらうか。われわれ内臓を食べないわけでございませんけれども、そのほかにわたれて出でております。結果的には、それじゃ水だけかと申しますと、ヘドロの問題、これが何らかの形で攪拌されますし、いろいろな対流現象が起ります。そういう一つのデータが中間的なものとして出でております。結果的には、それじゃ水はまいらぬだらう。それもやはりヘドロの中に頭を突っ込んでおる魚もねる、泥を食べる魚もおりますから、水だけじゃなくて、やはり底質を通じて体内に蓄積されるという問題もございましょう。が、それぞれの魚によりまして、今後とも継続的にそういう魚の生理についての検討は進めてまいりたい、こう考へております。

○塩出啓典君 だから、やはりそういうP.C.B.あるいは水銀の汚染のない海をつくると、これは恒久的な対策だと思います。だけれども、現実にはやはり、いま出すのをストップしても、海は汚染されているわけですから。あるいは魚によつては、非常にP.C.B.に汚染されやすい魚と汚染されにくい魚はあるかも知れない。そういうわけで、私はいざれにしても、水産庁なり環境庁のそういう測定のデータというのは非常に少ないし、もっともっと多くの魚について、えさを通じまして、ハマチについてP.C.B.に汚染されやすい魚と汚染されにくい魚があるかも知れない。そういうわけで、私はいざれにしても、水産庁なり環境庁のそういう測定のデータというのには非常に少ないし、もっともっと多くの魚について、えさを通じまして、ハマチについてP.C.B.に汚染されやすい魚、されにくく魚、だから、この魚はだめだけれどもこの魚はいいとか、何らかのそういう緊急対策を立てなければいけないと思うのですよ。そういう点で、私は、水産庁として、もう少しそういう調査研究のほうに力を入れて、これは環境庁との関連もあると思うんで

○塙出啓典君 私、先般徳山の徳山曹達の工場と
関係各省集まりまして、大規模な調査についての
検討を進めておるところでござります。これは單
に問題になつたというだけの問題じゃございませ
んで、日本民族の将来の健康にまで大きく響く問
題でございますので、そういう長い目でそういう
調査を今後継続的に進めるべきだと、このよう
に考えております。

○政府委員(安福教夫君) 御指摘のとおりでござ
いまして、そういう面について環境庁を中心として
どうなんですか、今後の方針としては。

○説明員(岡部祥治君) 食品中の水銀の許容基準についてましては、微量長期の慢性毒性試験というものを現在、国立衛生試験所におきまして、サルが、大体この安全基準というのは大体どの程度になりそうなのか、いつごろきまるのか、その見通しはどうですか。

か、それからまた福川という漁業組合の漁民の皆さんともいろいろ会つてきましたのでございますが、そこも八日から全然魚をトップしている。もう全く売れないくなつちやつて、瀬戸内海に東洋曹達あるいは徳山曹達から非常に多量の水銀が行くえ不明になつてゐる。そういうような記事が出たのですから、徳山湾の魚は非常にあぶないといふことで、そういうことで全然トップしてゐるわけなんですね。そういうわけで、これは漁民だけではない、仲買い商、小売り商、それからすし屋まで、全然商売が上がつたりだ、そういう状態で、早くこの徳山周辺の健康診断もやつて、そして水俣病の患者がいるのかいないのか、あるいはまたこれだけ魚のいわゆる安全基準といふものを早々きめて、はつきりしてもらいたい。そういう要望があるわけでありますが、確かにそのとおりだと思います。厚生省としてはいわゆる魚介類の水銀の安全基準というものを、これは早期にきめると、再検討すると、そういうことで御努力をされているよう拝見しているわけであります。が、大体この安全基準というのは大体どの程度になりますのか、いつごろきまるのか、その見通しはどうですか。

○政府委員(安藤數夫君) これは一つの推定になりますが、この大体日本のわれわれの食べている魚はどうなりますか、コンマ一PPMということになりますと、コンマ一PPM以下の魚介類というのは大体どの程度あるんですか。

（この後、答弁はございません。）

○塩出啓典君 よくわからないんで、コンマ一P
PM以上の水銀濃度の魚が出るところは部分的に

を質問するということは言つておりませんでしか
けれども、これは別に質問通告しなくとも、いま
の時代において水産廳長官の考へるべきことはと
ういうことじやないですか。

○政府委員(安福數夫君) 私どものほうで一応桂
ち合わせてある資料、これは必ずしも私資料の分
析をいたしませんので正確じやございませんけれど
ども、やはり非常に特定された地域についてでは
○・一PPMというのはかなりきびしいだらうと
いう感じがするわけでございますが、概略的にか
なりの、それがどういうところでどういう工場が
立地しているかという問題、必ずしも承知いたし
ておりませんけれども、大体○・○の段階の資料
が非常に多いんです。○・一—メチル水銀でござ
りますね、そういう実態、私のほうで承知して
おりますのはそういうことでございまして、いま
の○・一の規制ではやはり地域的にはかなり特徴
されるんじゃないだらうかと、こういう見通しを
持つております。

おりますのはそういうことでございまして、いまの〇・一の規制ではやはり地域的にはかなり特定

と思うのですね。このことを要望しておきます。
それで、これはちょっとお聞きしておきたいのですが、漁獲の規制をするために、いわゆる立派化を検討していると、いまは徳山湾にしても、あるいは岩国にしても、結局漁業組合がもう自主的に魚をとるのを、とっても売れませんからやめているわけでありますが、しかし徳山等においては漁業組合はとるのをやめても、一本釣りの人は、いろいろとは釣っていると、そういうことを規制することもできない、そういう現状ですね。これに対して農林大臣が先般の衆議院の委員会で、こういう規制をするということを答弁しているわけですけれども、これは水産庁としても具体的には検討を開始しているわけですか。どういうことになりますか、これは。

○政府委員(安福敏夫君)　ただいまの御質問の点につきましては、議事録をまだ確認できませんので、私どもそういう発言が、大臣の御答弁の中にあつたかどうかは承知いたしておりませんけれども、私ども承知いたしておりますのは、そういう

○政府委員(安藤數夫君) ただいまの御質問の点につきましては、議事録をまだ確認できません。

用いましたして実施中でございます。この結果が出来ますのは、さらに一、二年先になるわけでござりますが、現在のような時点からそこまで待つわけにまいりませんので、現在得られました知見を集めまして、専門の学者を集めまして精力的にいま検討中でございます。五月三十日、六月四日、さらにはあした、もう一回会議を開く予定にいたしております。私どもいたしましては、こういうう論議でございますので、何らかの暫定的でも数値を早くきめたいということで努力しておりますけれども、先生方の中にいろいろ御意見もございまします。したがいまして、今明後というわけにはまいませんが、少なくとも本月中をめどにいたしまして作業中でございます。

○塙出督典君 私も新聞で拝見したんですが、竹内教授はコンマ一PPMぐらいだというような、そういうようなことを新聞で発表したんだあります。が、これは水産庁にお聞きしたいんですが、口

○政府委員 安政徳夫君　そういうことでござります。そういう地帯では非常に……。

○塙出雲典君　ということは、苛性ソーダの製造

○政府委員(安福數夫君) そういうことでござります。そういう地帶では非常に……。

○塩出啓典君 ということは、毒性ソーダの製工場、水銀を使っている工場というのは——あと通産省に聞きますけれども、これは今まで問題になりました窒素とか、こういうようなアセトアルデヒド製造工場のほかに、いわゆる毒性ソーダの製造工場、これはもう全国に四十、五十あると思うんですねけれども、かなりの水銀がやはり行くえ不明になつてゐるわけですから、そうなつてくると、農業を前使つておりますし、いまはだいぶ規制されておりますけれども、そういう点で、かなり水銀によつて魚が汚染されているということとはこれはもう全般的に言えるんじゃないかと思ふんですね。そういう点でどうなんですか、いま水銀の許容基準がコンマ一PPMにならうかといふときに、そうなつた場合に、日本の漁業はどうなつていくかということは言つておりますんでしたけれども、これは別に質問通告しなくとも、いまの時代において水産庁長官の考るべきことはこういうことじゃないですか。

○政府委員(安福數夫君) 私どものほうで一応持ち合わせておる資料、これは必ずしも私資料の分析をいたしませんので正確じやございませんけれども、やはり非常に特定された地域については〇・一PPMというのはかなりきびしいだらうという感じがするわけでございますが、概略的にかなりの、それがどういうところでどういう工場が立地しているかという問題、必ずしも承知いたしておりますけれども、大体〇・〇の段階の資料が非常に多いんです。〇・一一メチル水銀でございますね、そういう実態、私のほうで承知しておりますのはそういうことでございまして、いまの〇・一の規制ではやはり地域的にはかなり特定されるんじゃないだらうかと、こういう見通しを持つております。

○塩出啓典君 マグロなんかは大体あれでしょ

う。輸入しているマグロですね、こういうのはやはりたとえば日本近海じゃなしに、遠海でとれるマグロ等においても水銀の値はだいぶ高いわけでしょう。これはきょうは私はそういうことは詳しいデータを持っておりませんけれどもね。しかも、いま基準のコンマ一PPMというものはこれ絶水銀で言つてゐるわけですから、そういう点でかなり私は、漁業の将来といふのは非常にきびしい状態である。そういう点で、そういう問題に対しても近海漁業というものはほんとうにあるいはもうそれなくなるような場合もあるかもしない。そういうときのことも考えて、ほんとうはいまでにちゃんと手を打つべきだったわけですけれどね。今後の点についてもう少しひとつ水産庁においても、水産庁は漁民の側に立つてそれをひとつ検討してもらいたいと思うのです。先ほど申しましたように、もっとやはりたくさんデータをとつて、やはりある程度のはつきりした、ある程度の数の資料が集まらないと何にもできないと思うのですね。このことを要望しておきます。

それで、これはちょっとお聞きしておきたいのですが、漁獲の規制をするために、いわゆる立法化を検討していると、いまは徳山湾についても、あるいは岩国についても、結局漁業組合がもう自主的に魚をとるのを、とっても売れませんからやめているわけであります。しかし徳山等においては漁業組合はとるのをやめても、一本釣りの人は、しうとうは釣つていると、そういうことを規制することもできない。そういう現状ですね。これに対する対して農林大臣が先般の衆議院の委員会で、こういう規制をするということを答弁しているわけですけれども、これは水産庁としても具体的には検討を開始しているわけですか。どういうことになりますか、これは。

○政府委員(安福數夫君) ただいまの御質問の点につきましては、議事録をまだ確認できませんので、私どもそういう発言が、大臣の御答弁の中にあったかどうかは承知いたしておりませんけれども、私も、私ども承知いたしておりますのは、そういう

問題があると、現在漁業関係の法令ではそういうものに対する直接的な規制をするという根柢がない。確かに漁業というのは、漁業内部の、漁業の分野だけの一つの規制する法律でございますので、そういう趣旨の前提になつていいんですから、それで直接規制ができないということございます。したがいまして、これは直ちに禁止すると、規制を計画的に持つていく、出していく、こういう場合には、どうしても法律が必要であるうということです。それをお法化する場合には、いろいろ各省との関係のいろんな問題、条件を満たす必要がある、こういう問題がござります。そういった問題について、私ども検討していなさいといふことでござります。それを立法化する場合には、いろいろ各自との関係のいろんな問題、条件を満たす必要がある、こういう問題がござります。そういうふうに私どもは感じておられます。

○塩出啓典君 それから、当然そういう方向になれば、漁業補償、生活補償についてのことが問題になつてくると思うのですね。徳山の場合、東洋曹達が、漁民が一日休業すれば一日一万円と、こういう補償をしているわけですね。岩国の場合には、いま先ほど辻委員から話がありましたが、とつた魚を買い上げてもらつて、

洋曹達が、漁民が一日休業すれば一日一万円と、こういう補償をしているわけですね。岩国の場合には、いま先ほど辻委員から話がありましたが、とつた魚を買い上げてもらつて、

は応じてくれない、これじゃ困るわけですね。それから、それで直接規制ができないということです。規制を計画的に持つていく、出していく、こういう場合には、どうしても法律が必要であるうといふことで、そういう一つの基準をつくつて、それが被害を受けた人は、たとえ一人であっても、会社と交渉しなければ、圧力団体みたいに交渉しなければならないといふんじやなしに、そういうことで、そういう一つの基準をつくつて、それで被害を受けた人は、たとえ一人であっても、会社と交渉しなければ、圧力団体みたいに交渉しなければならないといふんじやなしに、そういうことで、そういう一つの基準をつくつて、

うふうに基準をつくり、さらには一つの立法化と申しますか、そういうことも当然考えていかなければいけないんじやないか。これは本来いえば、そういう汚染された魚が出ないようになりますが、うふうに基準をつくり、さらには一つの立法化と申しますか、そういうことも当然考えていかなければいけないんじやないか。これは本来いえば、一番第一義で望ましいわけですかでも、現実においては、こういうことも必要ではないかと思うんですけどね。これは水産省としてはどう考

えておりますか。

○政府委員 安藤敏夫君 ものごとに基準をつくるといふことは、いろいろと客観的にたくさん

うものではなくて、やはりもし法律を出すとすれば、別途の法律になるんじゃないだろうかなと、

こういうふうに私どもは感じておるわけあります。

○塩出啓典君 ものごとに基準をつくるといふことは、いろいろと客観的にたくさんのデータがあつて、それから抽象化されていて、基準ができるわけでございまして、今回のこうい

う問題を、ずつとこれをどういう形で、共通的

なそういう基準をつくるか、確かに非常に、そ

ういう意味合いでおきまして、そういう何らか抽象化

された一つの共通的なものができればいいとい

うことは確かだと思ひます。ただ現在、全国的には

必ずしもそういうデータが共通的に積み上がるこ

とに徳山湾につきましては、かつて昭和四十五年に

生物汚染調査という形で調査をいたしましたとき

に、一、二の魚種につきまして、たいへん水銀がさ

れたところ、県といつしましても、その計画を考え

ることでございましたので、参考までに現在

高かったということがございましたので、そのこ

とも踏まえまして、何らかの形で地域住民の健康

状態を把握すべきであるという意見を私出したとき

に、一、二の魚種につきまして、たいへん水銀がさ

れたところ、県といつしましても、その計画を考え

ることでございましたので、参考までに現在

有明海周辺の第三水俣病、それから從来熊本県、

鹿児島県あるいは新潟県でやつておりました地域

住民に対する健康調査の方法と申しますが、そ

ういった問題を踏まえての補償の一つのよりど

ういふたものはつくられたほうが好ましい

ういふたものがございませんので、そういう実態把握

は十分今後ともする必要があると思いますし、そ

ういふた問題を踏まえての補償の一つのよりど

ういふたものはつくられたほうが好ましい

方不明は何トンだと、そういうようなことを発表しているなどとまつてあるようだ。私から言わせるならば、そういうような調査といふものは、これはいまさらやらないとも水銀の管理といふのは通産省でわかるわけですから、そんなことはもう五年も十年前からわかつてある話でね。いまごろそういうことを言うのはちょっとやつぱりおかしいんじゃないか、そういうような気がするわけですが、一体いまの各企業への通産省の立ち入り検査というのは、何の目的でやっているのか、その中間結果を報告してもらいたい。

○説明員(高橋清君) 水銀を使用する工場につきましては、先生御案内のとおり、最近問題になりました日本合成のようなアセチレン法によりアセトアルデヒドを生産している実は、これはすでにこいつたアセチレン法によりますアセトアルデヒドをつくります工場は大体昭和四十年ごろに通産省の指導もございまして製造をやめておりますが、七社八工場あります。なおこれと同様のように水銀を触媒として使用してやはり同様過去において塩化ビニールを生産していた工場これが十五社十九工場ございますが、このうち四工場はお現在稼動中でございます。そのほか御指摘のように、現在水銀を使用しております、いわば大どこの業種といふとしましては、荷性ソーダ工業でございますが、これにつきましては三十六社四十九工場ございます。こういったような水銀の使用、過去において使用して生産しておったと、あるいは現在におきまして生産している工場につきましては、たまたま先生からおしゃりもちようだいしたわけでございますが、通産省といつてしましては、こういった各工場におきます水銀の管理状況、すなわちたとえば水銀を幾ら投入し、幾ら使って、それをさらに製造過程におきまして、たとえば幾ら回収したか、こういったような実態をやはり把握することが今後の対策を立てる場合、何と申しましても前提でございますので、この実態の把握につとめはおりますが、たとえばそのうち大部分の工場は戦前からいろいろ操業も開始

しておりまして、データ等につきましては、戦争あるいは戦中あるいは戦後等の事情もございまして、若干不明の点もございますので、なかなか確定しがたいのでございますが、本件の重要性にかんがみまして、極力過去のデータ等もさがすとか、あるいは当時の関係者にいろいろ当たりまして、実態を把握したいと思いまして、こういった点にまずいろいろ努力をしている次第でございます。そのほか非常に大きな問題は、こういった水銀使用工場は、実はそれれ水銀を工程において使用しました結果が、当然の結果として出ます排水でございますが、この排水の中に水銀が含まれるわけでございますが、この排水が、そのままやはり工場の外に出ますと、当然環境を汚染するということに相なりますので、各工場とも、排水処理設備をそれぞれ設けまして、極力排水処理設備の中で水銀を回収いたしまして、工場の外に出ないよう努力をしてきております。通産省といつても、再びこういった面におきましても行政指導してまいりましたが、こういったような水銀の排水処理設備の改善状況、あるいは現在の実情がどうなっているか、こういった点もやはり対策上把握することがきわめて重要でございますので、こういった面のいわば立ち入り調査もしております。さらに加えまして、たとえばソーダ工業におきましては、原料として塩を使いますが、当然これに不純物も含まれておりますので、製造過程におきまして、当然いわばかすがたまりますのが、これを塩水マッドと呼んでおりますが、この塩水マッドの中には当然水銀が含まれます。各工場ともこういった塩水マッドは電解槽から取り出しまして、その塩水マッドを、たとえばコンクリートで固めましたり、あるいは工場の中に、コンクリート槽の中に、そういうたとえ水銀を幾ら投入しても、そのまま工場の中に滞留しております。これが工場外に出ない。すなわち環境を汚染しないことに相なるわけでございます。ところが、実情

しておおりまして、データ等につきましては、戦争ではこういった管理状態につきましてそれぞれ各社まちまちでございますが、もちろん通産省といたしましても、こういった塩水マッドの処理状況につきましても、従来からいろいろと指導してきているわけでございますが、環境汚染の対策上どういった各工場の塩水マッドの管理状況、保管状況、こういったことも把握することが非常に大切でございますので、現在、先ほど申しましたような数字上の実態の把握に加えまして、こういった排水処理設備等の改善状況、こういったものも現地調査をいたしまして、不備な工場に対しましては今後とも適切に指導してまいりたいと考えております。

○塗出齊典君 その全部の調査の結果はいつ終わるんですか。大体いつごろ全体まとまりますか。
○説明員(高橋清君) 先ほど御説明申し上げました、非常に工場の数も多うございますが、本問題の重要性にかんがみまして、現在のところ、各通産局の職員は極力工場に出向いておりまして、今月中にできれば現地調査を終えまして、もちろん私どもいたしましても、会社側からいろいろ提出されましたデータを決してうのみにすることはできませんので、七月月中にもさらいいろいろと検討を加えまして、七月月中にはこの現地調査の結果を取りまとめたいと思っております。

○塗出齊典君 いま日本で年間に水銀がどの程度使われているのか、そのうち国内の生産といわれる輸入量ですね、これは大体どの程度になるか、そのうち荷性ソーダの電解工場がどの程度、その他大体のことはわかりますか。
○説明員(竹村豊君) 四十六年度の数字について申し上げますと、国内生産が二百一十八トンでござります。輸入量が三百六十八トンでございまして、合計五百九十六トンでございますが、年度初めの在庫が四百トン余りございますので、年度間を通じました供給量全体は千八トンということがあります。一方、需要面でございますが、内需が六百七十三トン、それから輸出が三十二トン

ということで、需要の合計は七百五トンでござります。そのうちいま御指摘のございました需要部門別の数字でございますが、六百七十三トンの内訳を申し上げますと、苛性ソーダ部門が四百四十九トンということで、全体の約六七%でございます。それから無機薬品部門が百三トンでございまして、全体の一五%，それから各種の機器、計器部門が八十六トンで三%でございます。その他部門が三十五トンで全体の五%。

以上でございます。

○塗出齊典君 先ほど水銀の、いわゆる何ば購入したとか、そういうのが通産省つかんでなくて、いまつかんでいるというお話しですけれども、これは私もちょっとその点は調べてなかつたのですけれども、いわゆる毒物及び劇物取締法というの

がありますし、こういう水銀等については、どこの商社がどこに売るとか、どこの工場が使うとか、そういうことはかつてにできなくて、当然これは通産省なりしかるべきところへ届けなければいけないような、今までの法律にはなつてゐるんじゃないですか、どうですか、その点は。これはおなじくじゃないですか、管轄は。

○説明員(高橋清君) 毒劇法の関係につきましてはちょっと承知しておりますが、ただいま鉱政課長から御披露いたしましたのは、統計法に基づきましての日本全体の数量でございまして、先生御指摘のように、各工場がそれぞれこういった

わば非常に危険なものなどをどのように管理しておるかと、言ってみれば、各工場の水銀バランスでござりますが、こういったものの把握について從来まで十分でなかつた点は深く反省しております。

今後は各工場ごとに、こういったような水銀をどのように購入し、それを工場の中でのよう

に保管し、どのように使つたか、こういったこと

は工場から報告を聽取するということに今後はいたさせたいと思っております。

○塗出齊典君 これはもう当然早くやってもらわなければいけないと思うんですよ。それで問題は、年間に四百四十九トンが苛性ソーダに使われ

るわけであります。私も各企業へ行きますと、大体苛性ソーダを一トンつくるのに水銀が百グラムとか百二十グラム、少ないところは七十グラムとか、古い工場になると二百グラム、こういう水銀が使われるわけですね。そうしますと、たとえば徳山曹達等でありますと、大体年間に二十分トンの苛性ソーダをつくっていますから、年間に約二十トンの水銀が使われる、あるいは菱日本島工場であれば八・五トン、あるいは菱日本島工場であれば八トンと、それぞれ各企業ともそれぐらいのペースで水銀が追加されているわけですね。ところが会社の説明によりますと、排水のほうには全然流しておりませんと、たとえば徳山曹達のごときは一年間に二十トンの水銀を使うけれども、実際に過去、あの徳山曹達ができましてからもう二十年以上もたっていると思うのですね、その期間に海へ流した水銀の量はわずか四トン足らずである、そういうようなことなんですね。そうしますと、水銀は一体どこに行くのか。まあ水銀の逃げ道としては蒸気になつて逃げる分もある、あるいはいま言つたように排水で出るものもある、あるいは製品の中にも多少入つていて、いま言われたように塗料マッドとしていくものもある。けれども、そういうのをいろいろ説明を聞いておつてもらひ、結局それではバランスが合わぬわけですね。一体水銀はどこに行つておるのか。そういうことで、実際いまのデータのように、年間四百四十九トンの水銀が使われているとするならば、この水銀が一体どこに行くのかということは非常にはつきりしてないわけですね。こういうことでは私は、非常に国民は心配だと思うのです。現実に四百四十九トンの水銀が各全国の四十九工場の電解工場に運び込まれて、そこの電解槽に入れられているわけですから、それはどこに行つておるわけですね。まあそういう点で、会社の報告がうそなのが、物質不滅の法則から言えど、消えてなくなることは絶対ないと思ひますよ。そういう点で、私は、こういうことについては、通産省としてやつぱりもつと水銀の行くえについての調査を

やっていかなければならぬと思うのです。いまソーダ業界においては、ある企業においてはラジオードシステムを使って、それをそういう水銀をまとめて、それが全体に行き渡ると、パイプの外からでも放射能で水銀の量が測定できる。そういうことで水銀の行くえを企業が自主的に検査をしていられるところもあるわけですから、こういうことはやっぱり企業の自主的な調査じゃなしに、やっぱりこれは通産省なりにやらせる。企業はどうしてもやっぱり都合の悪いことは言いませんから、やつぱり通産省なりがそういう水銀の行くえをはつきりしていかなければいけないのじゃないかと思いますけれども。そういう点で通産省としてはこの問題はどう考えていますか。そういう調査をする考えはありますか。

○説明員(高橋清君) 全く先生の御指摘のとおりでございまして、私どもいたしましても、各工場ごとに水銀の行くえがどうなつておるか、こういった実態を把握したいと思いまして、たとえば現在でも現地調査を行なつておるわけでございますが、先生御案内のとおり、たとえばこの四百四十九トンといふ数字は、これはあくまでも電解槽の中に電極としていわば使用された数字でございまして、これはこのうちの何ばかりが消耗いたしました。それで、電解槽から出るわけですが、電解槽から出た後に、先ほど説明申し上げましたとおり、廃水処理施設の中に入る。たとえば活性炭を用いましたよな廃水処理施設でござりますと、活性炭の中にも水銀が吸収させられるわけあります。そうしますと、その吸収されまし活性炭を回収いたしまして、それから水銀を回収する。そうすれば、工場の外に水銀が排出されないことになります。そのほか、たとえば電極に水銀がくつつく場合もございます。そしてその場合古くなつた電極は当然取りかえる必要がござりますが、取りかえる際に、その電極からくつついておられます水銀を回収する。このように工場の中におきます各分野での回収ということも極力徹底させね。そういう点で、きょうは農林水産委員会で

すと、環境の汚染源がそれだけ減るわけでござります。こういったよな方法としましては、クローズドシステムの推進ということに相なるうかもう一そな各企業に対しまして、クローズドシステムの推進と申しますか、強化というよなことを推進していかたいと思っております。

なお、ただいま御指摘のように、こういったよなものの各工場ごとの実態を把握する方法といてしまして、先ほど御披露申し上げましたように、今後は定期的に各工場から水銀の使用状況、管理状況等を報告を聽取するというよなことを現在考えております。

○塩出齊典君 だから、まあクローズドシステムにして、水銀を循環して使うということになれば、結局それが一〇〇%行なわれれば、もう水銀というのは苛性ソーダに使う水銀の量といふのは要らなくなるわけですね。いま四百四十九トンといふのは、これはもう追加した水銀の量ですから、それだけの水銀がどんどん入れられているわけなんですよ。ですから、ほんとうにその工場側が言うように、クローズドシステムで全然外に出していない。それであるならば、水銀といふものは循環して、使用量といふのはもう追加は要らないわけなんですよ。ところが、まあかなりの企業がクローズドシステムを採用しておるにかわらず、今年度においても、去年ですか、四百四十九トンが使われているわけですから、だからその行くえはつきりしていかなきゃいけないのじゃないか。はつきりしていかなきゃ。それがほんとうに工場の外に出でないとするならば、四百四十九トンといふものは工場の中に積み重なつてしているわけですから、そうすると、工場の中はまさに——工場の外に出さなければいいというものじゃない。工場の中に働いているのも同じ人間ですからね。やつぱり工場に働いている人は、今まで水銀のもうまつただ中に入つていく。そうなつくると、非常にこれ問題になつてくると思うのですね。そういう点で、きょうは農林水産委員会で

ござりますので、それ以上はあれしませんけれども、いずれにしても、水銀の行くえをやつぱり通産省ははつきりしてもらわないと、結局いつ海へ流れしていくかわからない。それがまたこういうやつぱり漁業の汚染につながつていくわけですか、そういう点で、これはまた別な機会にさらにやつぱり企業の自主的な調査じゃなしに、やっぱりこれは通産省なりにやらせる。企業はどうしてもやつぱり都合の悪いことは言いませんから、やつぱり通産省なりがそういう水銀の行くえをはつきりしていかなければいけないのじゃないかと思いますけれども。そういう点で通産省としてはこの問題はどう考えていますか。そういう調査をする考えはありますか。

○説明員(高橋清君) 全く先生の御指摘のとおりでございまして、私どもいたしましても、各工場ごとに水銀の行くえがどうなつておるか、こういった実態を把握したいと思いまして、たとえば現在でも現地調査を行なつておるわけでございますが、先生御案内のとおり、たとえばこの四百四十九トンといふ数字は、これはあくまでも電解槽の中に電極としていわば使用された数字でございまして、これはこのうちの何ばかりが消耗いたしました。それで、電解槽から出るわけですが、電解槽から出た後に、先ほど説明申し上げましたとおり、廃水処理施設の中に入る。たとえば活性炭を用いましたよな廃水処理施設でござりますと、活性炭の中にも水銀が吸収させられるわけあります。そうしますと、その吸収されまし活性炭を回収いたしまして、それから水銀を回収する。そうすれば、工場の外に水銀が排出されないことになります。そのほか、たとえば電極に水銀がくつつく場合もございます。そしてその場合古くなつた電極は当然取りかえる必要がござりますが、取りかえる際に、その電極からくつついておられます水銀を回収する。このように工場の中におきます各分野での回収ということも極力徹底させね。そういう点で、きょうは農林水産委員会で

六月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願(第二七二〇号)(第二七二四号)(第二

七二五号)(第二七二六号)(第二七四五号)(第二

七四九号)(第二七五〇号)(第二七六一号)

(第二七六九号)(第二七七一号)(第二七七七

号)(第二七七八号)(第二八〇二号)(第二八一

号)(第二八二七号)(第二八二八号)(第二八

三二号)(第二八三三号)(第二八三四号)(第二

八三五号)(第二八三六号)(第二八五四号)(第二

八五号)(第二八六三号)

一、造林の抜本策確立に関する請願(第二七一
九号)(第二七二〇号)(第二七二一号)(第二七
二二号)(第二七二三号)(第二七三五号)(第二
七三六号)(第二七三七号)(第二七三八号)(第二
七三九号)(第二七四〇号)(第二七五五号)

(第二七五六号)(第二七五七号)(第二七九四

号)(第二七九五号)(第二七九六号)(第二七九

七号)(第二七九八号)(第二七九九号)(第二八

〇〇号)(第二八〇四号)(第二八一九号)(第二

八一〇号)(第二八二六号)(第二八三〇号)(第二

二八三一號（第二八五六號）（第二八五七號） (第二八五八號) (第二八五九號) (第二八六六 號) (第二八六七號)	
一、「林業振興に関する決議」の具体的実施に 関する請願（第二八〇七號）（第二八五三號）	
第二七〇一號 昭和四十八年五月二十五日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
(三通)	
請願者 廣見島県熊毛郡南種子町 小川敏 男外一万六百三十七名	
紹介議員 柴立 芳文君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七四四號 昭和四十八年五月二十五日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 宮崎市旭一ノ三ノ六宮崎県果樹振 興協議会内 高木賢治外八千七百 五十五名	
紹介議員 温水 三郎君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七二五號 昭和四十八年五月二十五日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
(十通)	
請願者 愛媛県松山市瀬戸八ノ一二〇ノ一 温泉青果農業協同組合長 長谷川 迪外六千七百九十六名	
紹介議員 堀本 宜実君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七二六號 昭和四十八年五月二十五日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 山口県防府市大字台通四、〇九九 三輪進外三十九名	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七一號 昭和四十八年五月二十六日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 三輪進外三十九名	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七二號 昭和四十八年五月二十六日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市國府町芝原一三六ノ二 筒	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七三號 昭和四十八年五月二十六日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市國府町芝原一三六ノ二 筒	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七四號 昭和四十八年五月二十六日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市國府町芝原一三六ノ二 筒	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七五號 昭和四十八年五月二十六日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市國府町芝原一三六ノ二 筒	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七六號 昭和四十八年五月二十六日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 田正弘外千百六十七名	
紹介議員 新谷寅三郎君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七七號 昭和四十八年五月二十八日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 初村潤一郎君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七八號 昭和四十八年五月二十八日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 山口市大字名田島八九二 木村茂 外九百六十一名	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七七九號 昭和四十八年五月二十八日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 奈良県吉野郡西吉野村西新子 吉 外三千百四十九名	
紹介議員 新谷寅三郎君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八〇號 昭和四十八年五月二十八日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八一號 昭和四十八年五月二十八日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市飯谷町日浦 小池治外二十 五千三百八十名	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八二號 昭和四十八年五月二十九日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市飯谷町日浦 小池治外二十 五千三百八十名	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八三號 昭和四十八年五月二十九日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 川野辺 静君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八四號 昭和四十八年五月三十日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 東市農業協同組合長 杉本儀作外 五千三百八十名	
紹介議員 川野辺 静君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八五號 昭和四十八年五月三十日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 三阿南市農業協同組合長 待田富 雄外四十七名	
紹介議員 久次米健太郎君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八六號 昭和四十八年五月二十九日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市阿南市富岡町トノ町一二ノ 三阿南市農業協同組合長 待田富	
紹介議員 久次米健太郎君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八七號 昭和四十八年五月二十九日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 静岡市川合一、二八二 海野彦策 外四千六十一名	
紹介議員 斎藤 寿夫君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	
第二七八八號 昭和四十八年五月三十日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願	
請願者 德島市國府町芝原一三六ノ二 筒	
紹介議員 吉武 恵市君	
この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	

請願者 愛知県蒲郡市神郷町西門前七一愛 知県果樹振興会内 大森信次外九 百八十九名	紹介議員 八木 一郎君 この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。
第二八三六号 昭和四十八年五月三十日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願 請願者 山口県大島郡久賀町六、五五三 松島春照外千五百五十九名	紹介議員 吉武 惠市君 この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。
第二八五四号 昭和四十八年五月三十一日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願 請願者 徳島県名東郡佐那河内村下 橋本 登福外二十名	紹介議員 久次米健太郎君 この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。
第二八五五号 昭和四十八年五月三十一日受理 オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願 請願者 山口市大字黒川二、三二〇 藤井 陸平外百二名	紹介議員 吉武 惠市君 この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。
請願者 愛知県豊川市千両町赤根坂一四四 ノ一 日恵野忠和外千六百三十六 名	紹介議員 八木 一郎君 この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。

紹介議員 吉武 惠市君 この請願の趣旨は、第二五一二号と同じである。	木県森林組合連合会会長 福田七 右衛門外十九名
第二七二〇号 昭和四十八年五月二十五日受理 造林の抜本策確立に関する請願(十一通) 請願者 新潟県西頸城郡能生町能生町森林 組合長 小笠原忠治外十名	紹介議員 植竹 春彦君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二一号 昭和四十八年五月二十五日受理 造林の抜本策確立に関する請願(三十二通) 請願者 富山市舟橋北町四ノ一九富山県森 林組合連合会会長 平井光太郎外 三十二名	紹介議員 佐藤 隆君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二二号 昭和四十八年五月二十五日受理 造林の抜本策確立に関する請願(三十二通) 請願者 長野県北安曇郡松川村松川村森林 組合長 矢口均外十一名	紹介議員 橋 直治君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二三号 昭和四十八年五月二十五日受理 造林の抜本策確立に関する請願(十二通) 請願者 長野県南佐久郡南相木村南相木村 組合長 正武君	紹介議員 若林 正武君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二四号 昭和四十八年五月二十五日受理 造林の抜本策確立に関する請願(十四通) 請願者 栃木県鹿沼市草久九五六鹿沼市西 大芦森林組合長 大貫西一外十三 名	紹介議員 安井 謙君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二五号 昭和四十八年五月二十五日受理 造林の抜本策確立に関する請願(十六通) 請願者 岩手県江刺市米里字荒町七一米里	紹介議員 船田 譲君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二六号 昭和四十八年五月二十五日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十通) 請願者 岩手県宮古市新川町一ノ九宮古市 森林組合長 小林弘外三十一名	紹介議員 増田 盛君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

紹介議員 増田 盛君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。	紹介議員 岩動 道行君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二七号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十九通) 請願者 山形県西置賜郡小国町大字小国小 坂町三五六小国町森林組合長 渡 過 部久弥外二十八名	紹介議員 右衛門外十九名 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二八号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十八通) 請願者 奈良県宇陀郡櫻原町大字櫻牧櫻忠 町森林組合長 藤田秀治郎外二十 七名	紹介議員 平岡勇 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七二九号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十七通) 請願者 岩手県氣仙郡住田町世田米住田町 森林組合長 水野吉郎外二十六名	紹介議員 白井 勇君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七三〇号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十六通) 請願者 岩手県氣仙郡住田町世田米住田町 森林組合長 水野吉郎外二十六名	紹介議員 岩動 道行君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

紹介議員 岩動 道行君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。	紹介議員 岩動 道行君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七三一号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十九通) 請願者 山形県西置賜郡小国町大字小国小 坂町三五六小国町森林組合長 渡 過 部久弥外二十八名	紹介議員 右衛門外十九名 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七三二号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十八通) 請願者 奈良県宇陀郡櫻原町大字櫻牧櫻忠 町森林組合長 藤田秀治郎外二十 七名	紹介議員 平岡勇 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七三三号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十七通) 請願者 岩手県氣仙郡住田町世田米住田町 森林組合長 水野吉郎外二十六名	紹介議員 白井 勇君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七三四号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十六通) 請願者 岩手県氣仙郡住田町世田米住田町 森林組合長 水野吉郎外二十六名	紹介議員 岩動 道行君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。
第二七三五号 昭和四十八年五月二十六日受理 造林の抜本策確立に関する請願(二十五通) 請願者 千葉県勝浦市名木一、一六、吉野信 之	紹介議員 岩動 道行君 この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二七九六号 昭和四十八年五月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 徳島県美馬郡半田町半田町森林組
紹介議員 久次米健太郎君
合長 内藤信明

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二七九七号 昭和四十八年五月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願(八十三通)

請願者 岐阜県吉城郡川村林五〇ノ一宮
川森林組合長 鳩広藏外八十二名
紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二七九八号 昭和四八年五月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願(二十六通)

請願者 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字
南深町四五浪江町森林組合長 林
勇吉外二十五名
紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二七九九号 昭和四十八年五月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願(十通)

請願者 愛媛県喜多郡内子町大字内子甲八
三二内子町森林組合長 大野実雄
外九名
紹介議員 桜垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八〇〇号 昭和四十八年五月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願(二十通)

請願者 佐賀市城内二ノ一四ノ七佐賀県森
林組合連合会会長 富田寿之外十
九名
紹介議員 錦島 直紹君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八〇四号 昭和四十八年五月二十八日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市伝馬町二ノ一一
木県森林組合職員連盟内 德原嘉
一郎
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八一九号 昭和四十八年五月二十九日受理
造林の抜本策確立に関する請願(六通)

請願者 石川県沼郡山中町山中町森林組
合長 武林正外五名
紹介議員 鳩崎 均君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八二〇号 昭和四十八年五月二十九日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 栃木県那須郡烏山町中央一ノ一六
ノ六烏山町森林組合長 永山典
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八二六号 昭和四十八年五月二十九日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 德島県三好郡池田町池田町森林組
合長 宮本恒市
紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八二七号 昭和四十八年五月三十日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町栄七、三
一五白浜町森林組合長 東英一郎
外七名
紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八三一号 昭和四十八年五月三十日受理
造林の抜本策確立に関する請願(二通)

請願者 石川県石川郡白峰村字白峰ロ一七
外一名
紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八五六号 昭和四十八年五月三十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 滋賀県大津市南志賀一ノ八ノ三五
志賀森林組合長 西村由太郎外十
名
紹介議員 河本嘉久藏君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八五七号 昭和四八年五月三十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 新潟県岩船郡山北町大字勝木六七
山北南部森林組合長 富樫真市
紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八五八号 昭和四八年五月三十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願(四十二通)

請願者 和歌市湊通南四ノ一四和歌山県森
林組合連合会会長 田ノ岡龜次郎
紹介議員 前田佳都男君
外四十一名

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八五九号 昭和四八年五月三十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一四
二茂木町森林組合長 古内保
外七名
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

造林の抜本策確立に関する請願(二通)

請願者 福岡県柏原郡久山町大字久原三、
六三二久山町森林組合長 小早川
新外一名
紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八六七号 昭和四十八年五月三十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 福岡県八女郡星野村一三、〇九二
ノ七星野村森林組合長 谷口俊一
紹介議員 柳桃太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八〇七号 昭和四十八年五月二十九日受理
造林の振興に関する決議の具体的実施に関する請
願

請願者 福岡県西白河郡大信村大字中新城
内屋敷九五 鈴木六郎外千三百四
十二名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八五八号 昭和四八年五月三十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 和歌市湊通南四ノ一四和歌山県森
林組合連合会会長 田ノ岡龜次郎
紹介議員 前田佳都男君
外四十一名

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第二八五九号 昭和四八年五月三十一日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木一四
二茂木町森林組合長 古内保
外七名
紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

3

収入の分配は、土地所有者と、造林者で

ある国が折半で分収すること。

4

事業の実行にあたつては、土地所有者、

地域住民の意見を尊重し、たとえば出かせきの多い地域は、早期に着手する等、計画的に民主的に行なうこと。

二、林業労働から振動障害（白ろう病）の絶滅について。

1 国家公務員災害補償法改正による、休業補償（百パーセントと障害補償の大改訂）（死亡補償を含む）を実施すること。

2 早期認定のための認定基準と治療制限を撤廃すること。

3 治療方法の確立、無振動機械の開発及びでき高作業の禁止による完全な予防対策の確立を図ること。

4 民有林における病者の顎在化と治療専念、及び、機械使用時間規制と機械の業者持ちの徹底、労働者の登録制をはじめ雇用安定、労働条件改善のための林業労働法の制定、労働災害補償法の改正（公災法改正に準じ）を行なうこと。

三、国有林労働者の雇用の安定について。

○国有林労働者の雇用の安定に関する法律案の今国会成立を図ること。

1 国は、国有林労働者として前年度及び前々年度において、それぞれ継続して六箇月以上雇用されたもの、前年度継続して十二箇月雇用された者のうち、希望者について常用雇用とすること。

2 国は、国有林労働者が一年を通じて労働することができるように、国有林事業の事業量の増大、作業量の平均化を図る義務があることを明らかにすること。

3 国は、常時雇用の対象とならなかつた労働者について、次年度の再雇用を保障すること。

4 常時雇用される労働者が降雪又は積雪のため休業する場合は特別休業手当として平均賃金六十パーセント以上の手当を払うこと。

「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願(二通)

請願者 福島県河沼郡会津坂下町字小川原
九八七ノ三 秋元清司外千七百六
十一名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十四日)

一、開拓融資保証法の廃止に関する法律案